

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人福祉医療機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度(第4期)
	中期目標期間	平成30年度～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣(法人全般及び内閣総理大臣の担当する業務以外の業務に関する評価) 1-9の業務に係る財務及び会計に関する事項については、内閣総理大臣と共同して担当		
法人所管部局	社会・援護局 社会・援護局障害保健福祉部 医政局 年金局 労働基準局 健康局	担当課、責任者	社会・援護局福祉基盤課 宮下 雅行 福祉基盤課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課 矢田貝 泰之 企画課長 医政局医療経営支援課 和田 昌弘 医療経営支援課長 年金局資金運用課 西平 賢哉 資金運用課長 労働基準局労災保険業務課 千葉 茂雄 労災保険業務課長 健康局難病対策課 簗原 哲弘 難病対策課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 石塚 哲朗 参事官
主務大臣	内閣総理大臣(1-9の業務及び1-9の業務に係る財務及び会計に関する事項)		
法人所管部局	こども家庭庁成育局	担当課、責任者	成育局母子保健課 山本 圭子 母子保健課長
評価点検部局	官房長	担当課、責任者	E B P M推進室 野中 嘉人 E B P M推進室長

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、 D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
		B	B	A	B	
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年 度	2年 度	3年 度	4年 度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
福祉医療貸付事業	A○重	A○重	S○重	A○重	A○重	1-1	
福祉医療経営指導事業	A○重	A○重	A○重	A○重	A○重	1-2	
社会福祉振興助成事業	B	B	B	B	B	1-3	
退職手当共済事業	<u>B</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	1-4	
心身障害者扶養保険事業	B	B	B	B	B	1-5	
福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)	A○重	A○重	A○重	A○重	A○重	1-6	
年金担保債権管理回収業務及び労 災年金担保債権管理回収業務	B	B	B	B	B	1-7	
承継年金住宅融資等債権管理回収 業務	B	B	B	B	B	1-8	
一時金支払等業務及び補償金支払 等業務	-	B	B	B	B	1-9	指標設 定困難

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年 度	2年 度	3年 度	4年 度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務・システムの効率化と情報 化の推進	B	B	B	B	B	2-1	指標設 定困難
経費の節減	C重	C重	B	B	B	2-2	
III. 財務内容の改善に関する事項							
運営費交付金以外の収入の確保							
自己資金調達による貸付原資の 確保	B	B	B	B	B	3-1	指標設 定困難
不要財産の国庫納付							
IV. その他の事項							
効率的かつ効果的な業務運営体 制の整備	B	B	B	B	B	4-1	指標設 定困難
内部統制の充実	B	B	B	B	B	4-2	指標設 定困難
人事に関する事項	B	B	B	B	B	4-3	指標設 定困難

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、元年度の項目別評価調書の項目別調書 No.を記載。

※5 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、令和3年度をもって新規貸付の申込受付を終了し、令和4年度から年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務を開始。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	福祉医療貸付事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、2号、第3号、第5号及び第6号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 714・723

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
制度の周知・広報回数（計画値）	100回以上	—	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上		予算額（千円）	41,126,966	38,503,401	34,692,196	50,917,108	46,623,176
制度の周知・広報回数（実績値）	—	126回	126回	136回	151回	123回	169回		決算額（千円）	37,772,043	34,222,305	31,767,325	30,304,739	28,943,444
達成度	—	—	126.0%	136.0%	151.0%	123.0%	169.0%		経常費用（千円）	43,815,149	33,645,816	38,180,043	59,412,501	54,724,340
協調融資金融機関数（計画値）	最終年度に65機関以上増加	—	13機関以上	13機関以上	13機関以上	13機関以上	13機関以上		経常利益（千円）	△2,875,705	4,442,862	817,896	△21,939,110	△20,895,241
協調融資金融機関数（実績値）	—	362機関	13機関 (372機関)	13機関 (380機関)	16機関 (393機関)	16機関 (408機関)	16機関 (424機関)		行政コスト（千円）	—	34,779,623	38,180,043	59,412,501	54,724,340
達成度	—	—	100.0%	100.0%	123.1%	123.1%	123.1%		行政サービス実施コスト（千円）	3,726,006	—	—	—	—
実地調査等の実施先数（計画値）	55貸付先以上	—	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上		従事人員数	152.52人	146.38人	149.93人	158.18人	168.44人
実地調査等の実施先数（実績値）	—	88貸付先	74貸付先	70貸付先	71貸付先	72貸付先	77貸付先							
達成度	—	—	134.5%	127.3%	129.1%	130.9%	140.0%							

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価	評価	理由															
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとまりとする。</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げら</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられて</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、新型コロナウイルス感染症</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施する。</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させる。</p> <p>③ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55貸付先以上に実施する。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を169回実施した。</p> <p>② 協調融資制度の覚書締結金融機関数を16機関増加させ、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう体制整備を推進した。</p> <p>③ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を77貸付先に実施した。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">【福祉貸付】</th> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>令和4事業年度</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>196,492,500千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>198,335,100千円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">【医療貸付】</th> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>令和4事業年度</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>186,335,500千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>188,368,100千円</td> </tr> </table>	【福祉貸付】		区分	令和4事業年度	貸付契約額	196,492,500千円	資金交付額	198,335,100千円	【医療貸付】		区分	令和4事業年度	貸付契約額	186,335,500千円	資金交付額	188,368,100千円	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>○ 福祉貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業への支援として、特別養護老人ホーム等に対する融資率の引上げによる優遇融資(91件)、新子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資(200件)等を実施した。当該融資の実施にあたっては、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や整備を支援するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創出に貢献することができた。</p> <p>また、国の政策を踏まえ、保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充及び日常生活支援住居施設の融資制度の恒久化を実施した。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障が生じた事業者への経営資金の優遇融資を引き続き実施し、令和4年度における審査実績は4,006件、63,258百万円、貸付契約額は72,945百万円、資金交付額は72,945百万円となった。</p> <p>○ 医療貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の医療施策に即して病院の耐震化整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資(27件)、地域医療構想に基づく建築、改築等の整備事業への支援として、病院に対する貸付利率の引下げによる優遇融資(11件)、</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>
【福祉貸付】																						
区分	令和4事業年度																					
貸付契約額	196,492,500千円																					
資金交付額	198,335,100千円																					
【医療貸付】																						
区分	令和4事業年度																					
貸付契約額	186,335,500千円																					
資金交付額	188,368,100千円																					

<p>れている。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>いる。</p> <p>こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>による影響を受けた施設等への融資については、その緊急性に鑑み着実に実施しつつ、貸付債権の適正な管理を行うこととし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>				<p>医療機能分化の観点から、特定病院（規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院）に対する融資限度額の特例を適用する優遇融資（4件）及び感染症対策を伴う整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資（8件）等を実施した。当該融資の実施にあたっては、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や推進を支援することができた。</p> <p>また、国の政策を踏まえた新たな融資メニューとして、複数医療機関の再編等による再編計画の実行に伴う資産等の取得に必要な費用を融資対象とする優遇融資を創設するとともに、介護医療院に係る融資制度の追加措置及び融資条件の優遇措置を拡充した。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続に支障のある事業者への経営資金の優遇融資を引き続き実施し、令和4年度における審査実績は1,190件50,957百万円、貸付契約額は57,423百万円、資金交付額は57,723百万円となった。</p> <p>○ 福祉医療貸付共通の事項として、感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇措置の創設及びデジタル関連の整備に係る融資条件の優遇措置を拡充するとともに、物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金に係る融資条件の優遇措置を令和4年11月より創設した。</p> <p>また、令和4年9月に発生した暴風雨及び豪雨（台風第14号・第15号）に係る災害復旧を支援するため、優遇融資を実施した。</p> <p>○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント」等を借入申込者、協調</p>
---	---	---	--	--	--	--

<p>(1) 国の福祉医療政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p> <p>また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉医療貸付事業を実施する。</p> <p>また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</p> <p>(関連指標) ○政策融資による施設整備実績 ・借入申込受理実</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。</p> <p>また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、感染症対策に係る施設整備、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備に係る資金需要や、災害復旧又は金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。</p>	<p>【融資方針の策定】#1</p> <p>○ 国及び地方公共団体の福祉医療政策と緊密に連携し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備や新子育て安心プランの実現に向けた保育所整備等、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資について、地方公共団体の意見を踏まえるとともに厚生労働省関係部署と調整のうえ策定した令和4年度融資方針に基づき実施した。</p> <p>また、新型コロナウイルスの影響により事業停止等となった福祉医療関係施設の事業者に対して、新型コロナウイルス対応支援資金による融資を引き続き実施した。</p> <p>なお、令和4年度融資方針については、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、機構ホームページに公表するとともに、都道府県・指定都市・中核市、受託金融機関及び協調融資覚書締結金融機関あて通知により周知した。</p> <p>【福祉医療貸付事業の実績】#2</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。</p> <p>a 感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇措置を創設した。(実績：36件、46,331百万円)</p> <p>b デジタル関連の整備に係る融資条件の優遇措置を拡充した。</p> <p>c 保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置を拡充した。(実績：200件、27,335百万円)</p> <p>d 複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇措置を創設した。</p> <p>e 介護医療院に係る融資制度の追加措置及び融資条件の優遇措置を拡充した。(実績：2件、1,130百万円)</p> <p>f 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置を延長した。(実績：5,196件、114,215百万円)</p> <p>g 日常生活支援住居施設の融資制度を恒久化した。</p> <p>h 物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金に係る融資条件の優遇措置を創設した。(実績：5件、23百万円)</p> <p>i 令和4年9月暴風雨及び豪雨に係る災害復旧を支援するため、特別優遇融資を実施した。</p> <p>○ 令和4年度における貸付審査の実績は、次のとおりである。(括弧書は、新型コロナウイルス対応支援資金の再掲)</p>	<p>融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知するとともに、令和4年度に発生した災害に係る災害復旧資金及び新型コロナウイルス感染症に係る新型コロナウイルス対応支援資金等の周知・広報活動を実施した。</p> <p>また、貸付業務の円滑な実施を推進するため、地方公共団体や関係団体に融資制度のPR(169回)を行うなど、制度周知を積極的に実施した。</p> <p>○ 国の福祉医療政策に即した施設整備に係る資金需要を踏まえ、社会福祉施設及び医療関連施設等の整備計画の早期段階から、事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備し、長期にわたる安定経営が可能となるよう、事業計画の妥当性や財務状況の分析等の機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に行った。(相談実績：福祉貸付338件、医療貸付273件)</p> <p>○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等に関するデータ等を提供(123回)するとともに、金融機関業務打合せ会議において社会福祉施設及び医療関連施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。</p> <p>○ 機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組等について全国地方銀行協会等と意見交換(12回)を行った。</p> <p>○ 民間金融機関の職員向けに機構職員が福祉医療分野の経営環境や融資のポイントなどをテーマに勉強会(2回)を行い、高い評価が得られた。(参加者満足度95.2%)</p>	
---	--	---	--	---	--	--

- ・ 審査実績
- ・ 貸付契約実績
- ・ 資金交付実績
- ・ 政策に即した優遇融資実績
- ・ 政策への貢献度（整備定員数）
- 災害対応実績
- ・ 意見交換会開催実績
- ・ 個別融資相談会開催実績
- ・ 訪問相談実績
- ・ 借入申込受理実績
- ・ 審査実績
- ・ 貸付契約実績
- ・ 資金交付実績

融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
 なお、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた施設等への融資については、引き続き遅滞なく実施する。

【福祉貸付】 (金額の単位：百万円)

施設の種類	令和4年度		令和3年度		前年度比 (金額)
	件数	金額	件数	金額	
老人福祉関係施設	2,265 (2,090)	130,154 (39,103)	3,701 (3,574)	183,448 (114,692)	70.9%
うち特養	299 (167)	89,986 (6,416)	73,621 (10,305)	114,979 (23,793)	78.3%
児童福祉関係施設	1,232 (985)	44,993 (12,979)	1,753 (1,439)	70,367 (37,360)	63.9%
うち保育所	197 (61)	17,816 (1,584)	20,460 (4,086)	24,668 (4,221)	72.2%
障害者福祉関係施設	1,044 (896)	24,998 (10,862)	2,067 (1,902)	65,883 (50,234)	37.9%
その他	43 (35)	948 (313)	121 (108)	5,253 (3,366)	18.0%
計	4,584 (4,006)	201,093 (63,258)	7,642 (7,023)	324,950 (205,651)	61.9%

【医療貸付】 (金額の単位：百万円)

施設の種類	令和4年度		令和3年度		前年度比 (金額)
	件数	金額	件数	金額	
病院	219 (168)	159,644 (24,061)	379 (336)	189,919 (63,717)	84.1%
介護老人保健施設	86 (80)	8,622 (5,130)	126 (120)	13,309 (10,399)	64.8%
介護医療院	14 (8)	5,841 (469)	11 (10)	2,122 (922)	275.3%
診療所等	956 (934)	25,141 (21,297)	2,732 (2,694)	85,977 (81,073)	29.2%
計	1,275 (1,190)	199,248 (50,957)	3,248 (3,160)	291,326 (156,111)	68.4%

【政策適合性及び重点化（災害対応含む）】#3

○ 令和4年度における政策への貢献度（主な施設の定員（病床）増加数）は、次のとおりである。

施設の種類	令和4年度	令和3年度	前年度比
特別養護老人ホーム	6,671人	7,266人	91.8%
保育所	5,509人	9,677人	56.9%
病院	695床	427床	162.8%

- 協調融資制度の一層の普及を図るため、原則として全ての借入申込者に対して、融資相談時に協調融資制度を案内するとともに、民間金融機関（メインバンク）の支援体制等の確認を徹底したほか、地方公共団体や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動を行った。また、協調融資制度に加入していない民間金融機関に対して訪問活動を実施するなど、協調融資の利用の向上に資するための取組を実施した結果、中期計画（目標 65 機関増加）に対して 16 機関増加し、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができる体制整備を推進した。
- 新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が大幅に増加したことを受け適切な期中管理を実施する観点から、リスク特性の変化を踏まえたイエローゾーン先管理に係る運用を開始した。
- 正常先・要注意先に対する債権管理の高度化等を図るため、平年度化モニタリング先等の管理について、モニタリング先から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施し経営的な助言を行い、信用リスク分科会において定期的に状況を報告した。
- 貸付先に係る事業報告書等を毎年度徴求のうえ、イエローゾーン先の抽出基準に基づき経年のデータ分析を行い、分析結果を信用リスク分科会に報告のうえ、関係部署にフィードバックした。
- イエローゾーン先として継続的に管理を実施している先を中心に経営改善状況等を把握するため、フォローアップ調査等によるモニタリングを実施し、必要に応じて経営的な助言を行う

<p>(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図ること。</p> <p>(3) 利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて</p>	<p>(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図る。 (関連指標) ○ 貸付制度周知広報活動実績 ・ 個別融資相談件数 ・ 訪問相談実績</p> <p>(3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を</p>	<p>(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報等を実施し、利用者等が福祉医療貸付制度に関する情報を得られるよう、地方公共団体等との連携強化を図る。</p> <p>(3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を</p>	<p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図っているか。</p> <p>○ 融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデー</p>	<p>【福祉医療貸付制度の周知・広報】 #4</p> <p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を通じて地方公共団体等との連携強化を図るために、以下の取組を行った。</p> <p>a 貸付業務の円滑な実施を推進するため、これまでの地方公共団体や関係団体へ出向いての説明に加え、新型コロナウイルス感染予防の観点から、行政担当者向けオンラインセミナーや関係団体との Web 会議において、制度の周知・広報を行ったほか、オンラインによる IR 活動への参加や関連団体が作成している広報誌への融資概要の寄稿などにより、融資制度の PR を行った。(実績：169 回)</p> <p>b 医療関係団体をはじめ、周辺業界団体等にアプローチし、業界動向について情報収集のうえ、融資制度の説明を行った。(実績：114 先)</p> <p>c 福祉医療関係団体が主催する勉強会において、機構職員が福祉医療分野の政策動向や経営動向等をテーマに講義を行った(実績：2 回)</p> <p>d 感染症対策・耐震化・地域医療構想の達成に資するため、将来的に整備を検討している病院や新型コロナウイルス対応支援資金の利用を通して新たに機構融資先となった病院に対して、DM 送付による融資制度の案内を行った。また、昨年度のフォローアップ先を含めて、訪問・Web 会議システム・電話で具体的な相談を実施した。(実績：DM2,180 先、相談 63 先)</p> <p>e 築後 30 年以上を経過し建替時期が到来していると思われる介護関連施設(介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、ケアハウス)に対して DM 送付による融資制度の案内を行ったうえで、訪問・Web 会議システム・電話で具体的な相談を実施した。(実績：DM1,853 先、相談 8 先)</p> <p>f 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント(ガイドライン)」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</p> <p>【民間金融機関へのノウハウ等の提供】 #5</p> <p>○ 民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取組を行った。</p> <p>a 民間金融機関に対し、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設の経営指標や建設費等のデータ等を提供した。(実績：123 回)</p>	<p>ことにより、リスク管理債権化の未然防止を図った。</p> <p>○ 令和 4 年度から、経営サポートセンターと連携して「福祉医療サービス経営関連レポート」を作成し、イエローゾーン先のうちリスクが高い先及び新規貸出条件緩和先に対して送付するとともに、簡易経営診断ツールを用いた同種施設の経営指標との比較結果を貸付先に提示し改善点についてアドバイスをを行うなど、貸付先の自律的な改善を支援した。</p> <p>○ き損する可能性が高い債権については、管理を徹底し、事前に貸付条件の緩和措置を講じるとともに、必要に応じて債権保全措置を講じるなど、適切に対応した。</p> <p>○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案した緩和措置を講じるなど、適正に対応した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既往貸付先については、最長 3 年 6 か月の元利金を返済猶予する措置を講じており、定期的に書面・電話等による運営状況や返済再開の見通し等のヒアリングを実施するなど、貸付先の状況に応じた支援を行った。当該支援と貸付先の事業継続に向けた取組により、多くの福祉・医療施設が感染症下の厳しい状況の中、新型コロナウイルスによる返済猶予からの再開を果たした。</p> <p>また、債権管理においても、施設の維持・存続が機構の役割であることを踏まえ、貸出条件緩和等による積極的な支援とともに、債権区分別に適切な期中管理を実施した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症への対策</p>	
--	---	---	---	--	---	--

<p>得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、民業補完の観点から協調融資の普及に努めること。</p> <p>また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行うこと。</p>	<p>推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。</p> <p>また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行う。 (関連指標)</p> <p>○ 協調融資取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協調融資実績 ・ 社会福祉施設及び医療関係施設に関するノウハウ及びデータ提供実績 ・ 全国地方銀行協会等との意見 	<p>推進するため、これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施する。</p> <p>また、協調融資の一層の普及を図るため、協調融資金融機関数を拡大するとともに、民間金融機関関係団体との協調融資制度等についての意見交換及び民間金融機関や行政担当者が参加するセミナー等における周知・広報活動を行う。</p>	<p>タ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。</p> <p>○ 協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行っているか。</p>	<p>b 民間金融機関との広範な連携を図るため、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会及び大阪銀行協会との意見交換を行った。(実績：延べ12回)</p> <p>c 金融機関業務打合せ会議をオンライン開催し、次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営サポートセンターと連携のうえ、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。 ・ リスク管理債権化した貸付先の特徴や近年の環境変化(コロナ禍の影響、建築単価・人件費の上昇等)を踏まえ、福祉・医療業に対する与信判断のポイントについて講義を行った。 ・ 貸付先へのフォローアップ調査において得た今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(以下「イエローゾーン先」という。)の特徴やデフォルト分析の結果等について、民間金融機関に対して、福祉医療施設経営に関する情報・ノウハウの提供を推進する観点から、情報提供を行った。 <p>d 民間金融機関の職員を対象とした勉強会等において、機構職員が福祉医療分野の経営環境や融資のポイントなどをテーマに講義を行った。(実績：2回)</p> <p>【協調融資制度の充実と適切な運用】#6</p> <p>○ 協調融資金融機関数については、上記②のとおり、中期計画(目標65機関)に対して16機関拡大した。</p> <p>なお、機関数を拡大すべく、民間金融機関の中央組織である全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会及び全国労働金庫協会が実施した各会員金融機関への制度周知をフォローアップするとともに、電話等により機構業務及び協調融資制度の説明を行った。</p> <p>○ 令和4年度における協調融資の実績は、次のとおりである。</p> <p>【福祉貸付】 (件、%)</p> <table border="1" data-bbox="1249 1524 1961 1803"> <thead> <tr> <th></th> <th>審査件数</th> <th>協調融資件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>175</td> <td>78</td> <td>44.6</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>247</td> <td>72</td> <td>29.1</td> </tr> <tr> <td>障害福祉関係施設</td> <td>148</td> <td>45</td> <td>30.4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>37.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>578</td> <td>198</td> <td>34.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付】 (件、%)</p>		審査件数	協調融資件数	割合	老人福祉関係施設	175	78	44.6	児童福祉関係施設	247	72	29.1	障害福祉関係施設	148	45	30.4	その他	8	3	37.5	計	578	198	34.3	<p>として、無担保・無利子の新型コロナウイルス対応支援資金の優遇融資を継続して実施するとともに、足元の感染状況を踏まえ、無利子・無担保の申込期限を令和4年3月末から9月末まで延長し、令和4年10月以降においては一部優遇内容を見直し、申込期限を延長した。</p> <p>令和4年度においても新型コロナウイルス対応支援資金の資金需要(令和4年度実績5,196件、114,215百万円)に対処し、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた福祉医療関係施設の経営安定化に貢献した。</p> <p>令和4年度は引き続き、福祉医療施設の安定的な経営が継続的に可能となるよう、機構単独ではなく、民間金融機関、福祉医療関係団体及び地方公共団体等関係機関による支援態勢の構築を図るため、以下の活動を実施した。</p> <p>a 民間金融機関に対して、コロナ禍以後の民間金融機関による福祉医療施設に対する融資が円滑に進むようコロナ禍における福祉医療施設を取り巻く環境や経営状況、与信判断や審査のポイントについて、意見交換や勉強会を通じて、情報提供を行った。</p> <p>b 福祉医療関係団体に対して、コロナ禍における福祉医療施設の経営状況について、情報提供を実施するとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、今後必要な融資条件について、意見交換を実施し、感染症対策を伴う施設整備に対する優遇融資制度を令和4年度から創設したほか、令和5年度予算要求として、新型コロナウイルス対応支援資金の融資残高を有する施設における整備の推進に係る優遇</p>
	審査件数	協調融資件数	割合																										
老人福祉関係施設	175	78	44.6																										
児童福祉関係施設	247	72	29.1																										
障害福祉関係施設	148	45	30.4																										
その他	8	3	37.5																										
計	578	198	34.3																										

<p>(4) 福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施するとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>交換会開催実績 ・受託金融機関業務研修会開催実績</p> <p>(4) 利用者サービスの向上を図るため、施設整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施する。 (関連指標) ○利用者サービス向上の取組実績 ・個別融資相談会開催実績 ・訪問相談実績 ・顧客満足度、有用度 ・審査処理期間 ・資金交付処理期間</p>	<p>(4) 利用者サービスの向上を図るため、利用者に対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知を行うとともに、融資相談会を開催する。特に、個別融資相談においては、円滑な施設経営と福祉医療サービスの質の向上に資する観点から、計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。 また、適正な審査手続を確保しつつ、契約や資金交付等の業</p>	<p>○ 施設整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施しているか。</p>	<table border="1" data-bbox="1258 92 1961 369"> <thead> <tr> <th></th> <th>審査件数</th> <th>協調融資件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>51</td> <td>36</td> <td>70.6</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>66.7</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>83.3</td> </tr> <tr> <td>診療所等</td> <td>22</td> <td>19</td> <td>86.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>85</td> <td>64</td> <td>75.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>【利用者サービスの向上】#7</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取組を行った。</p> <p>a 借入申込者に対して、事業計画の妥当性や財務状況の分析等の機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に行った。(相談実績：福祉貸付 338 件、医療貸付 273 件)</p> <p>b オンラインによる個別融資相談(相談件数 174 件)を行うとともに、施設整備計画を検討している事業者に対し訪問相談(33 回)を実施するなど、法人経営の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行った。</p> <p>c 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント(ガイドライン)」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体などに対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</p> <p>d 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込受理から貸付内定通知までの平均処理期間は、福祉貸付 26.3 日、医療貸付 18.3 日となり、適正な手続を確保しつつ、迅速に実施した。</p>		審査件数	協調融資件数	割合	病院	51	36	70.6	介護老人保健施設	6	4	66.7	介護医療院	6	5	83.3	診療所等	22	19	86.4	計	85	64	75.3	<p>融資制度を創設することでコロナ禍以後の施設整備の重点化を図った。</p> <p>c 地方公共団体の福祉及び医療施設整備担当者に対して、福祉医療施設が行政からの助言、支援を適時得られるよう審査のポイントや福祉医療施設の経営状況、行政担当者セミナー等の情報提供を行った。</p> <p>○ 上記の取組の結果、年度計画に定める 3 つの指標について、目標値をいずれも上回り、全てが 120% を超える達成度(達成度平均 144.0%)となり、計画を上回る実績を上げることができたことに加え、目標策定時に想定し得なかったコロナ禍における資金需要にも迅速に対応するなど、質的にも顕著な成果をあげることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
	審査件数	協調融資件数	割合																											
病院	51	36	70.6																											
介護老人保健施設	6	4	66.7																											
介護医療院	6	5	83.3																											
診療所等	22	19	86.4																											
計	85	64	75.3																											

<p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行うこと。</p>	<p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行う。 (関連指標) ○ 期中管理の実績 ・ 業況注視先の実地調査等の実施先数 ・ 災害返済猶予実績</p>	<p>務を迅速に実施する。</p> <p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、一定額以上の残高を有する貸付先や融資時等にモニタリング先と指定された貸付先に対して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたした貸付先や災害により被災した貸付先に対し、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施するなど、迅速かつきめ細かな対応を行う。</p>	<p>○ 福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行っているか。</p>	<p>【適切な期中管理の実施（災害含む）】#8</p> <p>○ 新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が大幅に増加したことを受け、適切な期中管理を実施するため、次の事項について見直しを行った。</p> <p>a 貸付先の決算書等の入力関連業務のアウトソーシング 貸付先の一層の増加に対応するため、決算書等の入力業務について、業務フロー・システムの見直し等を行い、プロセスの一部を通年でアウトソーシングする態勢を整備した。</p> <p>b 定型的業務対応に係るコールセンターの活用 決算書等の提出に係る問合せ対応や未提出先への提出依頼など定型的な電話対応業務については、電話対応に習熟した品質の高い外部のコールセンターに通年運用の委託を開始するとともに、試行的に貸付金返済に係る未入金先への支払案内業務についてもコールセンターへ委託を開始した。</p> <p>c リスク特性の変化を踏まえたイエローゾーン先管理の見直し リスク管理債権化する恐れがある貸付先を把握するイエローゾーン先の管理については、新型コロナウイルス対応支援資金による無担保債権の増加を踏まえて、保全状況の評価軸を加えたモニタリングを開始した。また、対象先を入所系、通所・訪問系別に抽出する等モデルの見直しを行うことにより、リスクを的確に捕捉できるよう見直しを行った。</p> <p>d 残高証明書発行サービスの提供開始 顧客サービスの向上及び残高証明書発行業務の効率化の観点から残高証明書の電子交付を開始した。</p> <p>○ 正常先・要注意先に対する債権管理の高度化等を図るため、財務状況等を継続的に注視すべきとして指定した平年度化モニタリング先等の管理については、モニタリング先等から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてフォローアップ調査（40 貸付先）を実施することにより経営的な助言を行った。また、モニタリング態勢やフォローアップ調査に係る状況については、信用リスク分科会において、定期的に報告した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貸付先及び災害等で被災した貸付先に対し、次のとおり、元金返済猶予の措置を講じるなど、迅速かつきめ細やかに対応した。</p> <p>a 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより返済猶予の申し出があった貸付先に対して返済猶予等の支援を実施しており、当該猶予手続実施先はコロナ禍以降、令和4年度末までに延べ385先（521資金）となった。</p>		
--	---	--	--	--	--	--

	<p>(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。</p> <p>また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付</p>	<p>(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。</p> <p>また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分</p>	<p>(6) 債権悪化の未然防止を図るため、また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、次の取組を行い、効果的・効率的な債権管理に努める。</p> <p>① 貸付債権のポートフォリオ分析及びモニタリング、リスク管理債権の発生要因</p>	<p>○ リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするとともに、イエローゾーン先に対して定期的なモニタリングを実施するなど、効果的・効率的な債権管理に努めているか。</p>	<p>6か月の返済猶予期間到来後は、貸付先の要望及び経営状態等を勘案し必要な支援を実施しており、令和4年度においては引き続き返済再開が困難な185先259資金(延べ数)に対して返済猶予の延長を実施した。なお、猶予から返済の再開に至った先は41先59資金となった。</p> <p>b 平成30年北海道胆振東部地震に係る返済猶予については、1貸付先について返済を再開した。</p> <p>c 令和元年台風第19号に係る返済猶予については、返済再開が困難な2貸付先について返済猶予措置を延長した。</p> <p>○ 期中管理強化の観点から、破綻懸念先以下(貸付残高1億円以上)の18貸付先について実地調査やオンラインによるバンクミーティング等(実地調査延べ10件、バンクミーティング延べ24件)を実施し、事業の運営実態を把握するとともに、経営改善につながるアドバイスを行った。</p> <p>○ 経営者による経営状況の的確な把握に資するよう、経営サポートセンターと連携し、令和4年度からイエローゾーン先のうちリスクが高い先及び新規貸出条件緩和先に対して、貸付先の経営状況の改善への参考として「福祉医療サービス経営関連レポート」を送付(851先)した。また、簡易経営診断ツールを用いて、同種施設の経営指標との比較結果を29貸付先に対して提示し、改善点についてアドバイスを行った。</p> <p>【リスク管理債権に対する態勢の強化】#9</p> <p>○ 貸付先から事業報告書等を毎年度徴求のうえ、イエローゾーン先の抽出基準に基づき経年のデータ分析を行い、分析結果を信用リスク分科会に報告のうえ、関係部署にフィードバックした。</p> <p>○ 貸出条件緩和債権の管理について、経営支援機能を発揮する観点から、複数回の条件緩和を実施している貸付先のうち40貸付先へ実地調査による指導やオンラインによるバンクミーティング等(実地調査延べ14件、バンクミーティング延べ55件)を実施し、経営支援状況を信用リスク分科会に報告した。</p> <p>【債権悪化の未然防止】#10</p> <p>○ イエローゾーン先として継続的に管理を実施している先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため、フォローアップ調査(77貸付先)及び電話等によるモニタリング(延べ368回)を実施し、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図った。</p> <p>○ リスク管理債権が増加傾向にあるユニット型特養について、</p>		
--	---	---	---	---	---	--	--

関係部等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。

科会及び貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。

等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックする。

② 正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(イエローゾーン先)については、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じてフォローアップ調査や必要な支援を行う。

③ 新型コロナウイルス対応支援資金について、貸付債権ポートフォリオ分析を行うとともに、信用リスクが高い貸付先については、モニタリングを実施し、必要に

デフォルト分析等を行い、分析結果を踏まえて、令和5年度から元金償還を開始する20貸付先に対してモニタリングを実施し、そのうち償還に懸念ありと判断した4貸付先については、再度モニタリングを行った。

《参考》令和4年度末のリスク管理債権比率

【全体】

区 分	令和4年度末	令和3年度末
リスク管理債権比率	4.81%	4.24%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.48%	0.33%
危険債権	0.54%	0.49%
三月以上延滞債権	0.02%	0.00%
貸出条件緩和債権	3.76%	3.42%
リスク管理債権	256,617百万円	223,201百万円
総貸付残高	5,335,299百万円	5,263,500百万円

※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額(令和3年度末: 2.65%139,612百万円、令和4年度末: 3.44%183,684百万円)

※ 総貸付残高は、正常債権の未収利息を含む。

【福祉貸付】

区 分	令和4年度末	令和3年度末
リスク管理債権比率	4.81%	4.20%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.43%	0.24%
危険債権	0.44%	0.37%
三月以上延滞債権	0.03%	0.00%
貸出条件緩和債権	3.92%	3.59%
リスク管理債権	126,091百万円	108,614百万円
総貸付残高	2,620,375百万円	2,586,020百万円

※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額(令和3年度末: 2.66%68,749百万円、令和4年度末: 3.48%91,110百万円)

※ 総貸付残高は、正常債権の未収利息を含む。

【医療貸付】

区 分	令和4年度末	令和3年度末
リスク管理債権比率	4.81%	4.28%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.53%	0.43%
危険債権	0.64%	0.60%
三月以上延滞債権	0.02%	0.01%
貸出条件緩和債権	3.62%	3.24%
リスク管理債権	130,526百万円	114,587百万円
総貸付残高	2,714,924百万円	2,677,480百万円

※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係

<p>(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めること。</p> <p>また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。</p> <p>(8) 福祉医療貸付事業に関する</p>	<p>(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。</p> <p>また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○経営の悪化した貸付先等への対応実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出条件緩和実績 ・法的措置等による債権回収実績 <p>(8) 福祉医療貸付事業に関する評</p>	<p>じてフォローアップ調査や必要な支援を行う。</p> <p>(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。</p> <p>また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p> <p>(8) 福祉医療貸付事業に関する評</p>	<p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めているか。</p> <p>○ き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。</p>	<p>るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額(令和3年度末:2.65%70,863百万円、令和4年度末:3.41%92,574百万円)</p> <p>※ 総貸付残高は、正常債権の未収利息を含む。</p> <p>【経営が悪化した貸付先等への対応】#11</p> <p>○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を講じるなど、適正に対応した。(実績:211貸付先321資金)</p> <p>○ 貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を延べ258回実施するとともに、必要に応じて、貸出条件緩和等により施設経営に関する支援を講じるなど、更なる経営悪化の防止を図った。</p> <p>【債権保全措置の的確な実施】#12</p> <p>○ き損する可能性が高い債権については、管理を徹底し、事前に貸付条件の緩和措置を講じるとともに、必要に応じて債権保全措置を講じるなど、適切に対応した。</p> <p>○ 案件の内容に応じて必要な法的措置等を実行のうえ、次のとおり債権を回収した。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 破綻案件(6貸付先)について、競売の配当等により早期回収。(実績:27百万円) b 実質破綻案件(9貸付先)について、競売の配当等により回収。(実績:271百万円) 		
---	---	---	--	--	--	--

<p>評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施すること。(第3期中期目標期間実績(平成25年度から平成28年度実績をいう。以下同じ。)平均:98回)</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させること。(第3期中期目標期間実績:49機関(年度平均12.3</p>	<p>価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施する。</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させる。</p>	<p>価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を100回以上実施する。</p> <p>② 協調融資金融機関数について、13機関以上拡大する。</p>	<p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 協調融資金融機関数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>【福祉医療貸付制度の周知・広報】#13</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>【協調融資金融機関数】#14</p> <p>○ 上記②のとおり。</p>		
--	---	---	---	---	--	--

<p>機関)</p> <p>③ 正常先及び要 注意先のうち 今後リスク管 理債権化する 恐れのある貸 付先に係る実 地調査等を毎 年度 55 貸付 先以上に実施 すること。 (平成 27 年 度及び平成 28 年度実績平均 : 48 貸付先)</p>	<p>③ フォロー アップ調査に ついては、正 常先及び要注 意先のうち今 後リスク管理 債権化する恐 れのある貸付 先に係る実地 調査等を毎年 度 55 貸付先 以上に実施す る。</p>	<p>③ フォロー アップ調査に ついては、正 常先及び要注 意先のうち今 後リスク管理 債権化する恐 れのある貸付 先(イエロー ゾーン先)に 係る実地調査 等を 55 貸付 先以上に実施 する。</p>	<p>○ 今後リスク 管理債権化す る恐れのある 貸付先(イエ ローゾーン先) に係る実地調 査等の実施先 数について、中 期計画を達成 しているか。</p>	<p>【実地調査等の実施先数】#15</p> <p>○ 上記③のとおり。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務>#16</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続に支障がある福祉医療関係施設の事業者に対する経営資金(長期運転資金)について、優遇融資を前年度に引き続き実施し、足元の感染状況を踏まえ令和 4 年 10 月以降は一部優遇内容を見直し、申込期限を延長した。</p> <p>○ コロナ禍以後の民間金融機関による福祉医療施設に対する融資が円滑に進むようコロナ禍における福祉医療施設を取り巻く環境や経営状況、与信判断や審査のポイントについて、意見交換や勉強会を通じて、民間金融機関に対して情報提供を行った。</p> <p>○ 福祉医療関係団体に対して、コロナ禍における福祉医療施設の経営状況について、情報提供を行うとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、今後必要な融資条件について意見交換を実施し、感染症対策を伴う施設整備に対する優遇融資制度を令和 4 年度から開始した。</p> <p>○ 地方公共団体の福祉及び医療施設整備担当者に審査のポイントや福祉医療施設の経営状況、行政担当者セミナー等の情報提供を行い、福祉医療施設が行政からの助言、支援を適時得られるよう対応を行った。</p> <p>○ 感染状況の変化を踏まえ、新型コロナウイルス対応支援資金の適切な利用や支援の観点から、施設の状況、資金使途や返済計画等を十分に確認するため「調査課」を創設した。</p> <p>○ 令和 4 年度における新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付審査の実績は、次のとおりである。</p>		
---	---	---	---	--	--	--

				<p>【福祉貸付】 (金額の単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>2,090</td> <td>39,103</td> <td>3,574</td> <td>114,692</td> </tr> <tr> <td>うち特養</td> <td>167</td> <td>6,416</td> <td>196</td> <td>10,305</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>985</td> <td>12,979</td> <td>1,439</td> <td>37,360</td> </tr> <tr> <td>うち保育所</td> <td>61</td> <td>1,584</td> <td>117</td> <td>4,086</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>896</td> <td>10,862</td> <td>1,902</td> <td>50,234</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>35</td> <td>313</td> <td>108</td> <td>3,366</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,006</td> <td>63,258</td> <td>7,023</td> <td>205,651</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付】 (単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>168</td> <td>24,061</td> <td>336</td> <td>63,717</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>80</td> <td>5,130</td> <td>120</td> <td>10,399</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>8</td> <td>469</td> <td>10</td> <td>922</td> </tr> <tr> <td>診療所等</td> <td>934</td> <td>21,297</td> <td>2,694</td> <td>81,073</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,190</td> <td>50,957</td> <td>3,160</td> <td>156,111</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	令和4年度		令和3年度		件数	金額	件数	金額	老人福祉関係施設	2,090	39,103	3,574	114,692	うち特養	167	6,416	196	10,305	児童福祉関係施設	985	12,979	1,439	37,360	うち保育所	61	1,584	117	4,086	障害者福祉関係施設	896	10,862	1,902	50,234	その他	35	313	108	3,366	計	4,006	63,258	7,023	205,651	施設の種類	令和4年度		令和3年度		件数	金額	件数	金額	病院	168	24,061	336	63,717	介護老人保健施設	80	5,130	120	10,399	介護医療院	8	469	10	922	診療所等	934	21,297	2,694	81,073	計	1,190	50,957	3,160	156,111	
施設の種類	令和4年度		令和3年度																																																																																
	件数	金額	件数	金額																																																																															
老人福祉関係施設	2,090	39,103	3,574	114,692																																																																															
うち特養	167	6,416	196	10,305																																																																															
児童福祉関係施設	985	12,979	1,439	37,360																																																																															
うち保育所	61	1,584	117	4,086																																																																															
障害者福祉関係施設	896	10,862	1,902	50,234																																																																															
その他	35	313	108	3,366																																																																															
計	4,006	63,258	7,023	205,651																																																																															
施設の種類	令和4年度		令和3年度																																																																																
	件数	金額	件数	金額																																																																															
病院	168	24,061	336	63,717																																																																															
介護老人保健施設	80	5,130	120	10,399																																																																															
介護医療院	8	469	10	922																																																																															
診療所等	934	21,297	2,694	81,073																																																																															
計	1,190	50,957	3,160	156,111																																																																															

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	福祉医療経営指導事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することによりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 723

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
セミナーの延べ受講者数（計画値）	延べ16,200人以上	-	3,240人以上	3,240人以上	3,240人以上	3,240人以上	3,240人以上 (16,200人)		予算額（千円）	316,221	422,019	479,467	455,869	461,795
セミナーの延べ受講者数（実績値）	-	3,808人	4,072人 (4,072人)	3,496人 (7,568人)	- ※コロナにより実施できず	- ※コロナにより実施できず	- ※コロナにより実施できず		決算額（千円）	422,083	451,125	420,586	503,816	542,861
達成度	-	-	125.7%	107.9%	-	-	-		経常費用（千円）	401,775	483,796	467,795	475,412	448,026
リサーチレポート件数（計画値）	延べ80件以上	-	16件以上	16件以上	16件以上	16件以上	16件以上 (80件)		経常利益（千円）	0	0	0	0	0
リサーチレポート件数（実績値）	-	20件	17件 (17件)	23件 (40件)	19件 (59件)	20件 (79件)	19件 (98件)		行政コスト（千円）	-	697,159	467,795	475,412	448,026
達成度	-	-	106.3%	143.8%	118.8%	125.0%	118.8%		行政サービス実施コスト（千円）	157,995	-	-	-	-
マスコミの引用回数（計画値）	延べ340回以上	-	68回以上	68回以上	68回以上	68回以上	68回以上 (340回)		従事人員数	30.41人	32.53人	33.32人	33.73人	30.87人
マスコミの引用回数（実績値）	-	78回	133回 (133回)	145回 (278回)	129回 (407回)	143回 (550回)	149回 (699回)							
達成度	-	-	195.6%	213.2%	189.7%	210.3%	219.1%							

経営診断の実施回数（計画値）	延べ 1,710 件以上	—	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上							
経営診断の実施回数（実績値）	—	429 件	372 件 (372 件)	375 件 (747 件)	418 件 (1,165 件)	411 件 (1,576 件)	400 件 (1,976 件)							
達成度	—	—	108.8%	109.6%	122.2%	120.2%	117.0%							

※ セミナー延べ受講者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び令和3年度は実施できず、令和4年度は受講者の集合を伴う会場での開催は一部のみとしたため、定量的指標から除外。

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	主務大臣による評価
<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が</p>	<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。</p> <p>こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が</p>	<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間におけるセミナーの延べ受講者数を16,200人以上とする。</p> <p>② 中期目標期間における施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)を80件以上公表する。</p> <p>③ 中期目標期間において、リサーチレポートで公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を340回以上とする。</p> <p>④ 中期目標期間において経営診断の実施件数を延べ1,710件以上とする。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 令和4年度においても感染拡大リスクを勘案して、セミナーについてはオンライン配信を実施した。新たに13セミナー(ログイン数8,370件)配信し、令和3年度以前からの継続配信9セミナー(ログイン数3,182件)と合わせ、令和4年度の延べログイン数は、11,552件となった。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、試行的な取組として上記のうち2セミナーを集合形式とオンライン配信の併用する有料セミナーにより開催した。(会場受講者数169人、オンラインログイン数2,764件(上記ログイン数の内数))</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)を19件公表した。</p> <p>③ リサーチレポートで公表した結果がマスコミの記事・論文等に149回引用された。</p> <p>④ 経営診断を400件実施した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>○ セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、引き続きオンライン配信により開催し、令和4年度に新たに13セミナーを配信したほか、令和3年度以前からの継続配信9セミナーを含めた令和4年度の延べログイン数は、合計で11,552件と令和3年度実績(10,457件)を上回った。</p> <p>なお、試行的な取組として集合形式とオンライン配信の併用により、2セミナーを開催した。</p> <p>セミナーの内容については、質の高い効率的な医療提供体制の維持や介護における生産性向上の取組と人材確保に焦点を当てるなど、時宜を得たテーマを設定した。</p> <p>さらに、機構が実施したリサーチの結果やコンサルティング事例等について、機構職員の講演による情報提供等を行った。</p> <p>その結果、受講者に対するアンケートで96.1%が「有用である」と回答しており、コロナ禍においても健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。</p> <p>○ 福祉医療施設の経営者等を対象としたセミナーのほか、「行政担当者向け事業者支援セミナー」を地方公共団体と共催し、機構職員が講師となって、社会福祉法人の制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントなどについて情報提供を行い、</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	

保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ること。

が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。
(関連指標)
○セミナーのサービス向上取組実績
・開催回数
・セミナー有用度

(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、直近の診療報酬改定、施設の生産性向上の取組みと人材確保等の内容を踏まえたテーマを設定するとともに、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。セミナーの開催方法は全国及び地域の新型コロナウイルスの感染状況に配慮し、利用者の受講

<評価の視点>

○ セミナーについて、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。

【セミナーにおける情報提供等の内容の充実】#17

○ オンラインセミナーでは、機構によるリサーチ結果やコンサルティング事例等に基づき、機構職員による講義を実施するとともに、施設整備や経営管理に関する優良実践事例についての講義を行うなど、機構の独自性を発揮した。
○ セミナー年間実施計画に基づき、質の高い効率的な医療提供体制の維持や、介護における生産性向上の取組と人材確保に焦点を当てたほか、経営管理の基礎となる予算の作り方など幅広い視点に立ったセミナーを開催し、受講者の経営管理等に有用な講義となるよう内容の充実を図った。

セミナー名	配信日	ログイン数
診療報酬改定セミナー	4/1	436
社会福祉施設経営実務セミナー	7/29	495
医療政策・経営セミナー	7/29	547
特別養護老人ホーム経営セミナー	8/31	967
障害福祉サービス経営セミナー	8/31	846
病院経営実務セミナー	9/9	685
介護老人保健施設経営セミナー	11/25	1,136
社会福祉法人会計実務セミナー	1/13	1,628
子ども・子育て支援事業経営セミナー	2/28	519
精神科病院経営実務セミナー	3/17	201
小計（令和4年度新規配信分）	—	7,460

行政による社会福祉法人の経営の高度化を支援した。(受講者：3都道府県合計94人)

○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果（リサーチレポート）については、特別養護老人ホームや保育所、障害福祉サービス事業所、病院等の経営状況に加えて、保育所・認定こども園の人材確保及び処遇改善に関する調査結果や、地域密着型特別養護老人ホームの経営良好先の取組み事例など、計19件を作成・公表し、令和4年度計画の目標値（16件以上）を上回る実績を上げることができた。

また、社会福祉法人及び病院の課題や経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査及び病院経営動向調査を継続的に実施するとともに、「原油価格・物価高騰が経営に及ぼす影響」や「新型コロナウイルス感染症に伴う病床確保料の見直しによる影響」等に関する調査項目を設けて、集計・分析・公表するなど、時宜を得た情報提供を行うことができた。

○ リサーチレポートなどがマスコミの記事・論文等に引用された回数については、149回と令和4年度計画の目標値（68回以上）を大きく上回る実績をあげることができた。

○ 地方公共団体や社会福祉協議会が主催する勉強会等に職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演（16回）を行うとともに、福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、社会福祉法人全国社会福祉協議

機会の確保を図る観点から、状況に応じて柔軟に対応する。

精神科病院経営実務セミナー	R3 年度～	72
軽費・養護老人ホーム経営セミナー	R3 年度～	53
子ども・子育て支援事業経営セミナー	R3 年度～	255
社会福祉法人会計実務セミナー	R3 年度～	2,518
病院経営実務セミナー	R3 年度～	109
小計（令和3年度継続配信分）	—	3,007
合計	—	10,467

- セミナー年間実施計画に基づくセミナーのうち、介護老人保健施設経営セミナー及び社会福祉法人会計実務セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、試行的な取組として集合形式とオンライン配信の併用による有料セミナーを実施した。（会場受講者数 169 人、オンラインログイン数 2,764 件（上記表の内数））
- セミナー年間実施計画に基づくセミナーに加えて、個別の経営課題にテーマを絞り、病院経営セミナーとして、「病院におけるアウトソーシングの活用」、「持分なし医療法人への移行」、「慢性期病院経営」等をオンラインで配信した。

セミナー名	配信日	ログイン数
病院経営セミナー（アウトソーシングの活用）	10/31	304
病院経営セミナー（持分なし医療法人への移行）	11/18	282
病院経営セミナー（慢性期病院経営）	1/19	324
小計（令和4年度新規配信分）	—	910
高齢者施設政策・経営セミナー	R3 年度～	123
新型コロナウイルス対策経営セミナー	R3 年度～	17
新型コロナウイルス対策経営セミナー 福祉編	R2 年度～	22
新型コロナウイルス対策経営セミナー 医療編	R2 年度～	13
小計（令和2・3年度継続配信分）	—	175

会が発行する月刊福祉といった外部媒体で執筆（36 本）するなど、福祉医療施設の経営基盤強化を支援するための取組を推進した。

- 書面による経営診断に加えて、訪問等を伴う経営診断として、個別支援プログラムでは、病院に対する介護医療院に転換した場合の収支シミュレーション分析等のコンサルティングを実施した。これらの経営診断の実施件数は 400 件となり、令和4年度計画の目標値（342 件以上）を大幅に上回った。また、経営診断の利用者に対するアンケートでは、98.0%が「有用である」と回答しており、福祉医療施設の健全経営に向けた取組を支援することができた。
- 厚生労働省医政局及び一般社団法人東京都病院協会等から業務を受託し、それぞれの課題を踏まえた調査・分析結果等を提案することにより、医療従事者の勤務環境の改善や都内病院の経営課題の把握に向けた取組などを支援することができた。
- 以上のとおり、定性面においては、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・公表等により有益な情報を幅広く提供することができた。また、調査・分析や経営診断にあたっては、機構が保有する貸付先等から提供された固有データを有効に活用することにより、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の健全経営に資する支援を実施した。定量面においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったセミナーを除く 3 指

合計	—	1,085	<p>標の全てで計画を上回る実績（達成度平均 151.6%）を上げることができた。なお、セミナーについては、引き続きオンラインセミナーを配信するとともに、集合形式とオンライン配信の併用する試行的な取組などにより、前年度を上回るログイン数となるなど、コロナ禍でセミナーの開催に制約がある中でも、安定した経営を支援するための情報を提供することができた。</p>	
<p>○ オンラインセミナーの視聴後のアンケートでの有用度は96.1%となり、コロナ禍においても、福祉医療施設等の健全な経営を支援するため、有益な情報提供を行った。</p> <p>○ 社会福祉法人の監査・指導権限が市区町村に移管されているなかで、社会福祉法人支援の高度化の必要性について課題意識があった3都道府県管内の市区町村の行政担当者を対象とした「行政担当者向け事業者支援セミナー」を地方公共団体と共催した。機構職員が講師となつて、社会福祉法人の制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントなどについて、情報提供を行った。（受講者：3都道県合計 94人）</p> <p>【施設の経営基盤強化に向けた支援の取組】#18</p> <p>○ コロナ禍における社会福祉法人や医療法人等の経営状況を把握し、施設及び運営法人の経営を支援するため、「原油価格や物価高騰による影響の調査」や「人材確保に関するアンケート調査」等を実施した。それらの調査等を基として、施設の経営状況や地域密着型特別養護老人ホームの経営良好先の取組事例、アンケート結果に関するリサーチレポート等を作成のうえ、プレスリリースし、機構ホームページで公表した。（実績：19回）</p> <p>○ 特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人の課題や経営状況の実感を定期的に把握するため「社会福祉法人経営動向調査」（実績：4回、調査対象：517法人）を、病院及び病院を運営する医療法人の課題や経営状況の実感を定期的に把握するため「病院経営動向調査」（実績：4回、調査対象：337病院）を実施した。また、それぞれの調査にあたっては、新型コロナウイルス感染症に伴う影響等に関する調査項目を設けて集計・分析のうえ、コロナ患者の受入や施設内療養の状況、病床確保料の受給状況を公表するなど、時宜を得た情報提供を実施した。</p> <p>○ これらのリサーチレポートの公表等により、マスコミに149回記事として引用された。</p> <p>○ 横浜市主催の障害福祉人材確保セミナーや福島県社会福祉協議会主催の社会福祉法人評議員研修など、地方公共団体等が主催するセミナーや研修会等に機構職員を派遣し、講演を行った。なお、講演にあたっては、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果からコンサルティング</p>	<p>○ 施設経営者等が施設の経営状況を確認することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行っているか。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用の促進に努めているか。</p>	<p>○ 施設経営者等が施設の経営状況を確認することができるよう、経営状況に関する調査・分析を実施し、リサーチレポートの公表等による情報提供を行う。</p> <p>また、特別養護老人ホーム、病院及びそれらを運営する法人の課題、経営状況を定期的に把握するため、経営動向調査を実施し、公表する。</p>	<p>○ 施設経営者等が施設の経営状況を確認することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。</p> <p>○ 福祉医療分野における情報提供実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師派遣回数 ・外部媒体執筆件数 ・社会福祉法人経営動向調査モニター法人数 	<p>○ 施設経営者等が施設の経営状況を確認することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。</p>

				<p>グ事例まで、主催者側の幅広い目的やニーズに応じて、講演テーマに適する講師を派遣した。(実績：合計 16 回、うちオンライン配信形式 5 回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業評価検討委員会(内閣府)や高齢者福祉事業経営委員会(全国社会福祉法人経営者協議会)など国等が設置する有識者会議等において、機構職員が構成員として参画した。(実績：6 会議) ○ 社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、社会福祉法人全国社会福祉協議会が発行する月刊福祉といった福祉・医療業界専門誌等の外部媒体において執筆した。(実績：36 本) ○ 顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸付事業の貸付先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」(無料診断)サービスを WAM NET 基盤を活用して提供し、施設経営者への支援を行った。(対象施設：特別養護老人ホーム、ケアハウス、通所介護・認知症対応型通所介護、保育所・認定こども園、病院、介護老人保健施設/利用件数：2,869 件) ○ 厚生労働省医政局より「都道府県における医療勤務環境改善に関する令和 3 年度活動実績及び令和 4 年度活動計画に係る集計分析業務」を受託し、医療機関における従事者の勤務環境改善を支援するために各都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの業務実績や活動計画を分析した。さらに、より効果的な取組を促進するため、活動実績を他の都道府県と比較可能な資料として取りまとめ、今後の議論の参考資料として活用された。 ○ 一般社団法人東京都病院協会より「新型コロナウイルス感染症下における東京都内病院の運営状況～燃料価格および物価高騰等の影響を含めて～(令和 4 年度東京都医師会調査研究委託事業)」を受託し、令和 4 年度上半期の東京都内の病院の経営状況などを調査するとともに、燃料価格や物価高騰等の病院経営への影響を把握・分析したうえで、今後の政策・施策提言に活用するための資料として報告書に取りまとめを行った。 ○ 東京都から「施設・居住系サービス事業者運営状況調査」を受託し、都内の各施設・居住系サービス事業所の利用状況、職員状況及び施設整備状況等についての調査を行うとともに、機構独自のデータを活用して東京都の施設・居住系サービスの経営状況や課題について分析をすることで、報告書を取りまとめた。 ○ 横浜市より「横浜市歯科口腔保健推進計画策定支援業務」 	
--	--	--	--	--	--

<p>(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。</p> <p>(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p>	<p>(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○ 経営診断のサービス向上取組実績 ・ 経営診断有用度</p> <p>(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p>	<p>(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。</p> <p>(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p>	<p>○ 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っているか。</p>	<p>を受託し、令和5年度から始まる「第3期健康横浜21」の分野別計画である「横浜市歯科口腔保健推進計画」の策定にあたり、情報の収集や現状分析、施策体系づくりのサポートや各種会議の運営支援等を実施するなど、円滑な計画策定の支援を行った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス対応支援資金による貸付先の急増に対応するため、事業報告書等電子報告システム等を活用するとともに、事業報告書等が未提出の貸付先への督促業務及び提出された事業報告書等の内容の不備照会業務については、従来のコールセンター業務と一体的に外部委託に切り替え、報告データを効果的かつ効率的に収集した。</p> <p>【診断・支援の手法・内容の充実】 #19</p> <p>○ 個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援として、経営診断等を合計400件実施した。(経営診断: 388件、経営分析プログラム: 6件、個別支援プログラム: 5件、人事給与分析プログラム: 1件)</p> <p>また、経営診断の利用者に対するアンケートでの有用度は98.0%であった。</p> <p>○ 経営分析プログラム等については、機構が保有する全国の法人・施設の経営状況等に関する固有データを指標化し、同種同規模の類似先と比較するなど、貸付先等から提供された情報を有効に活用することにより、個々の法人・施設の経営支援を実施した。なお、今年度は、行政と関係性の深い社会福祉事業団や東日本大震災の被災施設等への経営支援も実施した。</p> <p>○ 個別支援プログラムについては、病院に対する介護医療院に転換した場合の収支シミュレーション分析支援や、過去に経営分析プログラムを受診した特別養護老人ホームに対するアフターフォロー等を実施した。</p>		
---	--	---	---	---	--	--

<p>① セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とすること。(第3期中期目標期間実績：12,926 人(年度平均 3,232 人))</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表すること。(平成 26 年度から平成 28 年度実績：レポート公表 47 件(年度平均 15.7 件))</p> <p>③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とすること。(平成 26 年度から平成 28 年度実績：記事等引用回数 199 件(年度平均 66.3 件))</p> <p>④ 経営診断については、中期</p>	<p>① セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とする。</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表する。</p> <p>③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とする。</p> <p>④ 経営診断については、中期</p>	<p>① セミナーについては、延べ受講者数を 3,240 人以上とする。</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果については、16 件以上公表する。</p> <p>③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を 68 回以上とする。</p> <p>④ 経営診断については、延べ</p>	<p>○ セミナーの延べ受講者数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果の公表件数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 経営診断の実施延べ件数について、</p>	<p>【セミナーの延べ受講者数】 #20</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>【リサーチレポートの公表件数】 #21</p> <p>○ 上記②のとおり。</p> <p>【マスコミの記事・論文等の引用回数】 #22</p> <p>○ 上記③のとおり。</p> <p>【経営診断の実施延べ件数】 #23</p> <p>○ 上記④のとおり。</p>		
--	--	---	---	--	--	--

<p>目標期間において延べ1,710件以上の診断を実施すること。(第3期中期目標期間実績：1,363件(年平均340.8件))</p>	<p>目標期間において延べ1,710件以上の診断を実施する。</p>	<p>342件以上の診断を実施する。</p>	<p>中期計画を達成しているか。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務>#24</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスの感染拡大による経営環境の変化を踏まえ、病院の経営を支援するため、感染症に対して取るべき対策や日頃の備えを確認するとともに、感染症との共存を視野に入れたこれからの病院経営の在り方をテーマに「病院経営実務セミナー」をオンラインで配信した。 ○ 社会福祉法人経営動向調査及び病院経営動向調査にあたっては、新型コロナウイルス感染症に伴う影響等に関する調査項目を設けて集計・分析のうえ、コロナ患者の受入や施設内療養の状況、病床確保料の受給状況を公表するなど、時宜を得た情報提供を実施した。(再掲) ○ 経営分析プログラム、個別支援プログラム及び人事給与分析プログラムについては、実地調査により顧客の問題意識に合致したサービスの提供に取り組んできたが、コロナ禍における顧客の要望に応じて実地調査とオンライン面談を併用することにより、従来以上に質の高いサービスを提供することができた。 		
---	------------------------------------	------------------------	----------------------	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	社会福祉振興助成事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第7号及び第8号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 718・723

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
平均処理期間（計画値）	22日以内	-	22日以内	22日以内	22日以内	22日以内	22日以内		予算額（千円）	954,168	906,842	844,336	1,318,918	1,537,769
平均処理期間（実績値）	-	20.9日	18.5日	18.3日	20.7日	17.0日	17.3日		決算額（千円）	973,246	888,390	856,860	812,114	1,433,801
達成度	-	-	118.9%	120.2%	106.3%	129.4%	127.2%		経常費用（千円）	972,967	894,110	854,204	811,618	1,458,813
助成事業の利用者満足度（計画値）	最高評価の率 60%以上	-	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上		経常利益（千円）	△95	△1	△9,668	△81	△180
助成事業の利用者満足度（実績値）	-	62.3%	65.8%	67.4%	69.5%	66.1%	67.3%		行政コスト（千円）	-	1,034,509	854,204	811,618	1,458,813
達成度	-	-	109.7%	112.3%	115.8%	110.2%	112.2%		行政サービス実施コスト（千円）	641,786	-	-	-	-
									従事人員数	6.90人	6.97人	6.77人	6.22人	7.06人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	＜評価に至った理由＞
<p>3 社会福祉振興助成事業</p> <p>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉</p>	<p>3 社会福祉振興助成事業</p> <p>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政</p>	<p>3 社会福祉振興助成事業</p> <p>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動で、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 助成事業の募集にあたっては、地</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>① 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を22日以内とする。</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を60%以上とする。</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>なし</p> <p>＜評価の視点＞</p> <p>○ 助成事業の募集にあたっては、国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>① 令和4年度助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は、17.3日となった。</p> <p>② 令和4年度助成事業の助成先団体の助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施した結果、67.3%の利用者から「とても満足」との回答を得た。</p> <p>【助成方針の策定・公表】#25</p> <p>○ 令和5年度の募集にあたり、政策動向や国民ニーズ、令和3年度助成事業の事後評価結果、令和4年度の助成事業の実施状況を踏まえつつ、様々な状態にある要支援者や支援方法が助成対象となっていることを明示する観点から助成テーマの見直しを行ったほか、一部の経費について見</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：B</p> <p>○ 令和5年度助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ等を踏まえ、国と協議のうえ募集要領を策定・公表することで、政策的に必要なテーマに重点化して募集することができた。</p> <p>なお、様々な状態にある要支援者や支援方法が助成対象となっていることを明示する観点から助成テーマの見直しを行ったほか、一部の経費について見直しを行った。</p> <p>また、令和5年度助成事業の審査においては、新型コロナウイルス感染症により顕在化・深刻化した課題に対応した新しい取組の創出や既存の仕組み等の変革に対応するものについて積極的に採択した。</p> <p>○ 令和5年度のモデル事業の募集にあたっては、事業評価結果及び審査・評価委員からの助言を踏まえ、「国や自治体において政策化・制度化を目指す新たなモデルとなりうる活動であること」や「通常助成事業と同じ申請内容を複数年継続する事業は対象外であること」等の要件を引き続き明示し行った。</p> <p>○ 令和4年度予備費にて、新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援活動を実施する団体に対し、前年度に加えて助成を行った。</p> <p>○ 令和4年度補正予算にて、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、孤独・孤立に陥る危険</p>	<p>評定</p> <p>＜評価に至った理由＞</p>	

政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。

策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。
(関連指標)
○募集及び採択実績
・募集及び採択の件数・金額
○募集等に係る周知実績
・周知活動回数(メールマガジン、Twitter、Facebook等)
○他団体との連携・協働による効果
・新たに他団体・関係機関等との連携の効果があつた事業の割合

策を振興する上で必要なテーマに重点化することに加え、新型コロナウイルス感染症により顕在化・深刻化した孤独・孤立等の社会課題にも対応することとし、国と協議の上、助成方針を定め、募集要領等に明記し、広く公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。

点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定しているか。

直しを行った。

また、事業の発展性が期待できるものについては引き続き2か年にわたり採択することや正職員の人件費の一部を対象経費とするほか、新型コロナウイルス感染症により顕在化・深刻化した課題等に対応する事業については、審査における採点時に加点することとし、国と協議のうえ「令和5年度社会福祉振興助成事業募集要領」(通常助成事業及びモデル事業版)を策定し、公表した。

- 令和5年度のモデル事業の募集では、社会課題が一層複雑化する中、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウや連携体制をもとに、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的とした。また、事業評価結果及び審査・評価委員からの助言を踏まえ、「国や自治体において政策化・制度化を目指す新たなモデルとなりうる活動であること」や「通常助成事業と同じ申請内容を複数年継続する事業は対象外であること」等の要件を引き続き明示した。
- 令和4年度予備費にて、新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援活動を実施する団体に対し、前年度に加えて助成を行った。
- 令和4年度補正予算にて、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者、生活困窮家庭の子ども等への支援活動を実施する団体に対し、助成することとし、国と協議のうえ「令和4年度社会福祉振興助成事業募集要領」(コロナ禍における生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等の支援に係る民間団体活動助成事業)を策定し、公表した。
- 令和4年度における助成実績は、次のとおりである。

【令和4年度当初予算事業】

(金額の単位：百万円)

区 分	募 集		採 択		交 付	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
地域連携活動支援事業	391	1,992	99	450	97	447
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	106	753	27	162	27	162
合 計	497	2,745	126	612	124	609

性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者、生活困窮家庭の子ども等への支援活動を実施する団体に対し、助成事業を実施するため、国と協議のうえ「令和4年度社会福祉振興助成事業募集要領」(コロナ禍における生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等の支援に係る民間団体活動助成事業)を策定し、募集及び採択を行った。

- 助成事業の選定にあたっては、国及び審査・評価委員会の了承を得たうえで公表した募集要領に基づき、同委員会において審査・採択し、公正性、客観性及び透明性を確保することができた。
- 令和4年度助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は、補正予算等による件数の増加があつたものの、助成先団体ごとに個別に行っていた交付決定(助成決定)の事務手続きを見直すなど業務の効率化を引き続き行ったことにより、17.3日となり、中期計画の目標値(22日以内)を上回る実績を上げることができた。
- 令和4年度助成事業の全ての助成先団体に対して進捗状況の確認調査を実施し、事業の実施状況についてフォローを行った。
- 助成金の不正受給や不正使用の防止の観点から、完了報告時におけるチェックに加え、監査部門との連携によるチェック体制を継続するとともに、不正が明らかになった場合の対応として、機構が団体名等を公表できる旨を内定団体向けの事業実施説明動画において説明するなど、助成先団体のガバナンス強化を図った。

上記のうち モデル事業 (再掲)	56	495	7	68	7	68
------------------------	----	-----	---	----	---	----

【令和3年度補正予算事業】 (金額の単位:百万円)

区 分	募 集		採 択		交 付	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
地域連携活動支援事業	168	901	54	271	54	271
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	46	489	16	195	16	194
合 計	214	1,390	70	466	70	465

※令和3年度補正予算の明許繰越分

【令和4年度予備費事業】 (金額の単位:百万円)

区 分	採 択		交 付	
	件数	金額	件数	金額
地域連携活動支援事業	17	74	17	73
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	4	52	4	52
合 計	21	126	21	125

※令和3年度補正予算事業の応募団体から採択。

- 令和5年度助成事業及び令和4年度補正予算事業に係る採択実績は、次のとおりである。

【令和5年度助成事業】 (金額の単位:百万円)

区 分	募 集		採 択	
	件数	金額	件数	金額
地域連携活動支援事業	331	1,677	97	451
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	98	675	22	150
合 計	429	2,352	119	601

【令和4年度補正予算事業】 (金額の単位:百万円)

区 分	募 集		採 択	
	件数	金額	件数	金額
地域連携活動支援事業	172	852	84	428
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	36	406	5	74

○ 令和3年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価にあたっては、助成先団体との対話やスコアリング評価の手法を用いるなど効果的かつ効率的に実施するとともに、委員によるヒアリング評価については複数の委員で協議して評価を決定することにより、評価結果の精度や客観性の向上を図った。

○ また、事後評価結果については報告書として取りまとめ、審査・評価委員会の了承を得たうえで公表し、特に優れた助成事例について、機構ホームページやWAM助成eライブラリー(電子図書館)等で広く周知した。

○ 以上のとおり、当該事業においてPDCAサイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現している。助成事業の成果(効果)については、助成先団体が実施する事業の利用者(エンドユーザー)を対象とした満足度調査を実施した結果、67.3%の利用者から最高評価である「とても満足」との回答を得ており、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーに対する高い効果(満足度)を確認することができた。

○ また、令和4年度助成事業の助成先団体のうち、88.4%の団体から「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」との回答があり、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。加えて、令和2年度分助成事業を対象に助成終了後1年半経過後の

合計	208	1,258	89	501
----	-----	-------	----	-----

○ 令和 5 年度助成事業及び令和 4 年度補正予算事業に係る募集等の周知実績は、次のとおりである。

広報手段	回数	実績値
メールマガジン	6 回	登録者約 4,913 件
SNS (Facebook 、 Twitter)	各 6 回	登録者約 2,659 件
Facebook 広告	161,397 回	表示人数 44,236 名 HP アクセス数 5,097 回
募集案内の送付	1 回	送付先 680 件
募集説明動画の公開	1 回	動画ページアクセス数 4,582 回
募集説明会 (オンライン)	8 回	参加者 407 名
新聞広告・記事掲載	各 2 回	発行部数 50,000 部
月刊誌掲載	1 回	発行部数 20,000 部
プレスリリース	2 回	—

その他、WAM 助成の年間を通じた事業の周知及び利用促進を図るため、内閣府「NPO ホームページ」への WAM 助成バナーの設置を継続するとともに、WAM 助成募集概要を取りまとめた説明資料を全国各地の行政機関、社会福祉協議会、NPO 支援センター等に配布した。

○ 令和 4 年度助成事業の助成先団体による事業実績 (215 事業) のうち、「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」とする助成先団体が 88.4% (190 事業)、「事業完了後も連携を継続していく見込み」とする助成先団体が 95.8% (206 事業) との回答を得た。

【助成金申請業務の効率化】#26

○ 助成金申請業務については、採択団体が円滑に助成金申請手続きを行えるよう、採択団体別に機構専任担当者を配置し、細やかな調整事項に対応できる体制としていることに加え、内定事務説明動画の作成・配信により詳細な解説を引き続き行ったことなどにより、助成金申請の受理から交付決定までの平均処理期間を 17.3 日とした。

○ 「IT 利活用に係る基本指針」を踏まえ、応募フォームを活用するなど、応募手続きを簡素化することにより、引き続き助成金申請業務の効率化を図った。

時点で「フォローアップ調査」を実施したところ、助成終了後は資金面が課題となり事業継続が難しい中、機構が助成した団体では、

① 9割以上が事業を継続しており、助成時期と同規模以上で継続している事業は 65.7%となっている

② 事業継続の財源は「自己資金」が 42.2%を占めた

③ 6 件が行政で制度化又はモデル事業化につながったなど、効果的な利用を確認することができた。

○ さらに、地域共生社会の実現に向け、行政に加え企業との連携及び優れた取組を普及させることを目的とした WAM 助成シンポジウムについて、参加者の 95.3%から「良い変化があった」との回答を得るなど、目的に沿った結果となった。

<課題と対応>
特になし。

(2) 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図ること。
なお、効率化にあたっては、「IT 利活用に係る基本指針」(平成 27 年 6 月高

(2) 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図る。
なお、効率化にあたっては、「IT 利活用に係る基本指針」(平成 27 年 6 月高度情報

(2) 助成金申請業務の効率化により、令和 4 年度分助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図る。
なお、効率化にあたっては、「IT 利活用に係る基本指針」(平成 27

○ 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図っているか。

<p>度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえること。</p> <p>(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。</p> <p>また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させること。</p>	<p>通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえることとする。</p> <p>(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させる。</p> <p>また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させる。 (関連指標)</p>	<p>年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえることとする。</p> <p>(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンスの強化を図るため、助成先法人等への現地調査、指導等を行う。</p> <p>また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させる。</p>	<p>○ 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させているか。</p> <p>○ 助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させているか。</p>	<p>【ガバナンス強化のための支援の充実】#27</p> <p>○ 令和4年度の内定団体に対しては、事業実施に係る説明動画を配信し、事業を適切に実施するための留意事項や助成先団体として整備すべき体制などについて説明することにより、ガバナンス強化の重要性に係る意識づけを行った。</p> <p>○ 不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用した場合や、その他規程等に違反する悪質な行為により助成決定の取消し等を行った場合の公表について、募集要領に留意事項として明記し、注意喚起を行った。</p> <p>○ ガバナンス強化の取組として、監査室と連携し、令和3年度助成先について、実地監査及び書面による内部監査を実施した。(実地監査件数：13件、書面監査件数：12件)</p> <p>○ 令和4年度助成先団体に対する進捗状況調査において、令和4年度から正職員賃金の一部を助成対象としたことに伴い、適正な運用を確保するため、調査票に確認のために必要な書類を追加し、必要に応じてフォローアップを行った。</p> <p>また、課題を抱えている団体等に対しては、適宜、課題解決のための相談・助言を実施した。</p> <p>【助成事業の事後評価の実施】#28</p> <p>○ 令和3年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、全助成先団体による自己評価(132団体)のうえ、審査・評価委員会又は機構事務局によるヒアリング評価(40団体)及び書面評価(88団体)を実施した。</p> <p>○ 審査・評価委員会又は機構事務局によるヒアリング評価(40団体)については、ヒアリング内容を団体に書面でフィードバックし、優良事例は事業評価報告書に取りまとめるとともに、ヒアリング等で審査・評価委員から上がった意見を踏まえ、令和5年度の募集要領・様式の見直しを行った。</p> <p>○ 事業評価報告書については、審査・評価委員会の意見を踏まえ、可読性、視認性を高めるため、フォント、レイアウトについて、ユニバーサルデザインに配慮した構成とす</p>		
---	--	---	--	---	--	--

<p>と。</p> <p>(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。</p>	<p>○期中支援の充実 ・進捗状況調査等の実施件数</p> <p>○助成先法人等の活動の発展・充実 ・助成事業報告会（WAMセミナー）における満足度</p> <p>(4)助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。 (関連指標)</p> <p>○助成事業の継続率 ・助成事業1年経過後における事業継続率（助成事業と同程度以上）</p>	<p>(4)助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言を行うとともに、助成効果の高い優れた助成事業等を分かりやすく可視化し、機構ホームページや研修等で広く周知する。</p>	<p>○ 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めているか。</p>	<p>るとともに、報告書にQRコードを掲載し機構ホームページと連動させた。</p> <p>【助成先法人等への適切な相談・助言】#29</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、令和5年度WAM助成募集の説明については、募集説明動画を作成・公開するとともに、NPO等を支援する中間支援組織を通じて参加者を募集したオンライン募集説明会を8地域(北海道、東北、関東、東海、北陸、関西、中国・四国、九州)で開催し、より多くのNPO等に向けて助成事業の周知及び相談に対応した。</p> <p>○ 助成先からの要望により、効果的な事業実施や事業継続の体制づくりにつなげることを目的として、研修及び他団体との情報交換会等を実施した。(実績：4回)</p> <p>○ ヒアリング評価等を通して助成先団体の活動を直接確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、事業の継続、発展及び改善のための相談・助言を行った。(令和3年度ヒアリング評価40件)</p> <table border="1" data-bbox="1270 1304 1929 1440"> <tr> <td>助成事業1年経過後における事業継続率 (令和2年度助成先団体へのフォローアップ調査結果)</td> <td>96.2%</td> </tr> </table> <p>○ WAM助成e-ライブラリー(電子図書館)の更新を行い、これまでの採択事業9,539件分を掲載し、事業開始の際などに参考となる情報を提供した。</p> <p>○ 助成事業の成果普及及び利用促進を図るとともに、民間福祉団体における活動の参考とするため、月刊誌「WAM」の「いきいきチャレンジ」に掲載された助成事業の概要及び優良事例を「WAM助成レポート」として冊子にまとめ、NPO等、行政、中間支援組織などへ配布するとともに機構ホームページに掲載した。</p> <p>○ 月刊誌「WAM」のほか、一般誌においても助成事業の</p>	助成事業1年経過後における事業継続率 (令和2年度助成先団体へのフォローアップ調査結果)	96.2%		
助成事業1年経過後における事業継続率 (令和2年度助成先団体へのフォローアップ調査結果)	96.2%							

	<p>(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とすること。(第 3 期中期目標期間実績：平均 22.9 日)</p> <p>② 助成事業が対象とした利</p>	<p>(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とする。</p> <p>② 助成事業が対象とした利</p>	<p>(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とする。</p> <p>② 助成事業が対象とした利</p>	<p>○ 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 助成事業が対象とした利用者の満</p>	<p>優良事例紹介を行った。(『広報誌 厚生労働 (2022 年 12 月号)』「AI を活用したリーチで貧困の解消をめざして」)</p> <p>○ NPO 等の事業の推進や行政のみならず、企業との連携のあり方におけるヒントを提供するため、令和 4 年度 WAM 助成シンポジウム「地域共生社会の実現に向けた多様な主体による取組～NPO、行政、地域住民、企業による連携の形～」をライブ配信により開催した。(申込人数：888 人)</p> <p>令和 3 年度シンポジウムのテーマであった「NPO と行政との協働」「地域共生社会の実現」をさらに発展させ、NPO 等と企業との連携をテーマの一つとし、助成団体の成果報告のほか、NPO 等と連携する企業も登壇し、取組内容について報告を行った。</p> <p>参加者アンケートでは、シンポジウムに参加して「何らかの良い変化があった」とする回答が 95.3%であった。</p> <p>○ WAM 助成シンポジウムの開催にあたっては、厚生労働省より後援名義の使用許可を得るとともに、厚生労働省社会・援護局地域福祉課と連携し、都道府県及び市区町村の行政関係者あてに周知したほか、他の助成財団等の協力を得て、より多くの NPO 等の団体への周知を積極的に行った。また、中間支援組織への周知に対しては SNS を積極的に活用し、広く一般に参加を促した。開催後は、再配信を望む声に応え、当日の動画及び発表資料を掲載し、効果の最大化に努めた。(視聴回数：1,134 回)</p> <p>【受理から交付決定までの平均処理期間】 #30</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>【利用者満足度】 #31</p> <p>○ 上記②のとおり。</p>		
--	---	---	---	--	--	--	--

<p>用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を60%以上とすること。（第3期中期目標期間実績平均：59.3%）</p>	<p>用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を60%以上とする。</p>	<p>用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を60%以上とする。</p>	<p>足度が中期計画を達成しているか。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務> #32 ○ 令和5年度WAM助成募集の説明については、募集説明動画を作成・公開するとともに、NPO法人を支援する中間支援組織を通じて参加者を募集したオンライン募集説明会を8地域（北海道、東北、関東、東海、北陸、関西、中国・四国、九州）で開催し、より多くのNPO法人等に向けて助成事業の周知及び相談に対応した。（再掲） ○ 令和3年度助成事業に係る完了報告書の提出期限の延長や令和4年度助成事業に係る計画変更等に柔軟に対応した。 ○ 審査評価委員及び事務局ヒアリングの一部並びに令和4年度WAM助成シンポジウムについては、オンラインで開催した。</p>		
--	---	---	-------------------------	---	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	退職手当共済事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	社会福祉施設職員等退職手当共済法第18条 独立行政法人福祉医療機構法第12条第9号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要であるため、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 713・723

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
平均事務処理期間 (計画値)	42日以内	—	42日以内	42日以内	42日以内	42日以内	42日以内		予算額(千円)	115,190,065	121,103,262	123,295,310	121,879,937	125,766,372
平均事務処理期間 (実績値)	—	36.9日	41.4日	39.9日	41.0日	35.1日	40.5日		決算額(千円)	111,221,707	114,763,250	116,981,396	117,579,115	124,409,593
達成度	—	—	101.4%	105.3%	102.4%	119.7%	103.7%		経常費用(千円)	106,737,381	113,065,967	116,413,744	115,738,194	124,298,840
退職届作成システムの 利用割合(計画値)	30%以上	—	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上		経常利益(千円)	5,186,851	1,404,572	208,701	2,102,927	△ 4,649,574
退職届作成システムの 利用割合(実績値)	—	33.7%	34.6%	41.4%	49.4%	52.4%	55.2%		行政コスト(千円)	—	116,588,411	118,166,617	118,971,589	124,341,798
達成度	—	—	115.3%	138.0%	164.7%	174.7%	184.0%		行政サービス実施コスト(千円)	46,004,964	—	—	—	—
									従事人員数	20.45人	20.69人	22.00人	23.26人	23.57人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価	評価	主務大臣による評価									
<p>4 退職手当共済事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給</p>	<p>4 退職手当共済事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。</p> <p>こうした国の政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求</p>	<p>4 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業については、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。</p> <p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間において請求書の受付から給付までの平均処理期間を 42 日以内とする。</p> <p>② 退職届作成システムの利用割合を毎年度 30%以上とする。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間は、40.5 日となった。</p> <p>② 退職届作成システムの利用割合は、55.2%となった。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和 4 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>886,351 人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>81,888 人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>123,555,749 千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた経済活動が回復するなか、被共済職員の退職率が増加し、退職手当金請求書の提出数は対前年比 6,421 件増となったことへの対応を行ったことで、業務量が</p>	区 分	令和 4 事業年度	4月1日現在の被共済職員数	886,351 人	退職手当金支給者数	81,888 人	退職手当金支給額	123,555,749 千円	単位掛金額	44,500 円	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>○ 令和 4 年度においては、退職手当金の支給に係る処理体制の更なる強化を図るため、引き続き支給事務手続きフローを検証し、外部業務委託先が使用するマニュアルの見直しを実施したうえで外部業務委託の範囲を拡大するとともに、業務委託業者及びデータ入力業者と緊密に連携して週単位の処理目標の管理を徹底するなど、処理体制の更なる強化を図った。</p> <p>こうした取組の結果、退職手当金請求書の提出数は対前年比 6,421 件増と大幅に増加したものの、請求書の受付から給付までの平均処理期間は、40.5 日となり、中期目標に定められた目標値 (42 日以内) を上回る実績を上げることができた。</p> <p>○ 退職届作成システムの利用を促進するため、利用促進のチラシについて、電子届出システムの利用依頼文書と合わせて、共済契約者あてに送付した。</p> <p>また、各種手続きに係る共済契約者あての電話照会や文書送付の際に、退職届作成システムの利用案内を行うとともに、WAMNET 基盤のメール一括配信機能を活用し、電子届出システムの利用者 (ID 保有者) あてに退職届作成システムの利用案内を送信し、システム利用によるメリットや利便性等を周知した。</p> <p>加えて、全国社会福祉法人経営者協議会を通じて、社会福祉法人あての制度周知及び電子届出システムの利用促進について依頼するとともに、電子届出システム未利用者あてにシステムの案内を送付するなどシステムの利用拡大に努めた。</p> <p>こうした取組の結果、退職届作成システムの利用率は 55.2% となり、中期目標に定められた目標値 (30%以上) を大き</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
区 分	令和 4 事業年度															
4月1日現在の被共済職員数	886,351 人															
退職手当金支給者数	81,888 人															
退職手当金支給額	123,555,749 千円															
単位掛金額	44,500 円															

<p>付までの平均処理期間の短縮を図ること。</p> <p>(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の簡素化等に努めるとともに、退職届作成システムの利用を促進すること。</p>	<p>書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職手当金支給実績 ・ 退職手当金支給件数・金額 <p>(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進する。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子化の推進実績 ・ 電子届出システム利用率 ○ 利用者の事務負担軽減の取組実績 ・ 電子届出システム利用者満足 	<p>書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。</p> <p>(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、アンケート調査等により把握した利用者の意向を踏まえ、ICTの活用を進めるとともに、退職届作成システムの利用について周知し、利用の促進を図る。</p>	<p>付から給付までの平均処理期間の短縮を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進しているか。 	<p>大幅に増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こうした状況の中、令和4年度においては、退職手当金の支給に係る処理体制の更なる強化を図るため、次の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 引き続き支給事務手続きフローを検証し、各工程を細分化したうえで、確実性を確保しつつ、効率性の観点から外部業務委託先が使用するマニュアルの見直しを実施 b 各手順の重要度及び難易度を踏まえて委託が可能な工程を洗い出したうえで、令和3年度の業務委託範囲を拡大 ○ さらに、業務委託業者及びデータ入力業者と緊密に連携し、請求書の受理状況と過去の動向から想定される先々の業務量を共有するとともに、週単位で処理目標を設定、その管理を徹底することで、処理量の最大化に努めた。 ○ こうした取組の結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は、40.5日となった。 <p>【退職届作成システムの利用促進】 #34</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職届作成システムの利用を促進するため、次の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 利用促進のためのチラシについて、退職手当共済電子届出システム（以下「電子届出システム」という。）の利用依頼文書と合わせて、共済契約者あてに送付した。 b 各種手続きに係る共済契約者あての電話照会や文書送付の際に、退職届作成システムの利用案内を行った。 c WAM NET 基盤のメール一括配信機能を活用し、電子届出システム利用者（ID 保有者）あてに退職届作成システムの利用案内を送信し、システム利用によるメリットや利便性等を周知した。 d 全国社会福祉法人経営者協議会を通じて、社会福祉法人あての制度周知に加え、電子届出システムの利用促進について依頼を行った。 e 電子届出システム未利用者あてに、システムの利用案内を送付した。 ○ こうした取組の結果、退職届作成システムの利用率は、55.2%となった。 	<p>く上回る実績を上げることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症や災害など、緊急対応が必要なものは、手続きの案内を迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載するとともに、WAM NET 基盤のメール一括配信機能での案内を行った。また、機構ホームページに掲載している制度マニュアルについて、よりわかりやすいものとなるよう見直しを行うとともに、機構ホームページについて、利用者（共済契約者、被共済職員、退職者、一般国民）が見やすく、わかりやすい情報提供となるように、利用者アンケート等の内容を踏まえて、掛金の作成ガイド・退職時の手続きガイドを設ける等の見直しを行った。 さらに、福祉専門職の養成校協会との連携し、退職手当共済事業を広報することにより、制度周知の強化を図った。 ○ 共済契約者へのアンケート結果では、利用者の96.4%から退職手当共済制度が「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得た。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りが悪化した共済契約者については、厚生労働省と協議のうえ、掛金の納付期限を延長する措置を講じた。 また、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき、共済契約者が実施した出勤調整について、厚生労働省と協議のうえ、業務に従事した日として取り扱う措置を講じた。 ○ 以上のとおり、退職手当金支給までの平均処理期間の目標値（難易度：高）を上回るとともに、電子届出システムの利用促進により、共済契約者の事務負担の軽減に努め、退職届作成システムの利用割合については120%を超える達成度となり、計画を大幅に上回る実績（達成度平均143.9%）を上げることができた。 	
--	---	---	--	---	---	--

<p>(3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。</p>	<p>度 ・掛金納付対象職員届処理に係るエラー発生率の減少度</p> <p>(3)社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。 (関連指標) ○退職手当共済制度の周知実績 ・都道府県等と連携し周知した実績 ・加入職員数 ・新規加入職員数 ・共済契約者へのアンケートによる福祉人材確保の貢献度</p>	<p>(3)社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。</p>	<p>○ 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知しているか。</p>	<p>【都道府県等と連携した制度周知】 #35</p> <p>○ 退職手当共済制度を幅広く周知するため、次の取組を行った。</p> <p>a 新型コロナウイルス感染症や災害など、緊急対応が必要なものは、手続きの案内を迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載するとともに、WAMNET 基盤のメール一括配信機能での案内を行った。また、機構ホームページに掲載している制度マニュアルについて、よりわかりやすいものとなるよう見直しを行った。</p> <p>b 機構ホームページについて、利用者（共済契約者、被共済職員、退職者、一般国民）が見やすく、わかりやすい情報提供となるように利用者アンケート等の内容を踏まえて、掛金届の作成ガイド・退職時の手続きガイドを設ける等の見直しを行った。</p> <p>c 各都道府県ホームページとの相互リンクを行い、都道府県ホームページから退職手当共済事業へのリンクを設けることで、幅広く制度周知を行った。</p> <p>d 「介護フェア in かながわ」にブースを出展し、退職手当共済制度を幅広く周知した。</p> <p>e 福祉専門職の養成校協会と連携し、福祉専門職養成校に在籍する教員・学生への制度周知のため、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に対し、加盟校への制度説明チラシの配布を依頼した。</p> <p>f 福祉医療貸付事業が主催する「福祉医療貸付事業行政担当者説明会（動画説明）」において管内の法人への周知依頼を行った。</p> <p>○ 共済契約者への利用者アンケート結果では、利用者の 96.4%から退職手当共済制度が「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得た。</p>	<p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	---	---	--	--------------------------------	--

<p>(4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において 42 日以内とすること。 (マイナンバー制度導入後(平成 27 年度及び平成 28 年度)実績平均: 42.1 日)</p> <p>② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度 30%以上とすること。(第 3 期中期目標期間実績平均: 27.5%)</p>	<p>(4)退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において 42 日以内とする。</p> <p>② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度 30%以上とする。</p>	<p>(4)退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を 42 日以内とする。</p> <p>② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を 30%以上とする。</p>	<p>○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。</p> <p>○ 退職届作成システムの利用割合について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>【給付までの平均処理期間】 #36</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>【退職届作成システムの利用割合】 #37</p> <p>○ 上記②のとおり。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務>#38</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りの悪化などにより掛金の期限内の納付が困難な場合は、社会福祉施設職員等退職手当共済法第 16 条第 2 項に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当することから、厚生労働省と協議し、共済契約者に掛金納付期限の延長手続きの周知を行うとともに、延長申請のあった 37 法人について、内容審査のうえ掛金の納付期限を延長した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令</p>		
---	--	---	---	---	--	--

					<p>和2年2月25日)の中で、発熱や子の保育等に関する出勤の取扱い方が示されたこと、また、令和2年4月7日の緊急事態宣言においても、感染拡大防止のための出勤調整に努めるように示されていることを踏まえ、厚生労働省と協議し、共済契約者がこれらの基準に則して行った出勤調整については、昨年度に引き続き業務に従事した日として取り扱うこととした。</p> <p>○ 上記の対策については、WAMNET 基盤のメール一括配信機能を利用して効率的な情報発信を行うとともに、機構ホームページに掲載して周知した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	心身障害者扶養保険事業		
業務に関連する政策・施策	IX-1-1 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 722・768

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
周知・広報活動回数（計画値）	15回以上	—	15回以上	15回以上	15回以上	15回以上	15回以上		予算額（千円）	32,003,111	31,301,911	31,648,550	31,950,926	34,133,409
周知・広報活動回数（実績値）	—	14回	16回	17回	16回	16回	15回		決算額（千円）	32,888,186	33,156,600	33,509,232	33,582,287	33,863,772
達成率	—	—	106.7%	113.3%	106.7%	106.7%	100.0%		経常費用（千円）	21,314,240	22,638,902	21,712,630	21,835,522	22,372,042
									経常利益（千円）	△ 709,740	△ 3,454,267	2,698,291	△ 1,312,287	△ 2,792,517
									行政コスト（千円）	—	22,735,302	21,712,630	21,835,522	29,068,906
									行政サービス実施コスト（千円）	813,873	—	—	—	—
									従事人員数	6.28人	6.28人	5.66人	6.63人	6.48人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価														
				業務実績	自己評価	評価	理由													
<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努めること。</p> <p>なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予</p>	<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。</p>	<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上行う。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を15回行った。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和4事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>1,094人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>2,195人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>56,558人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>58,865人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>7,309,400千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>14,283,920千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和4事業年度	新規加入者数	1,094人	新規年金受給者数	2,195人	保険対象加入者数	56,558人	年金給付保険金支払対象障害者数	58,865人	死亡・障害保険金額	7,309,400千円	年金給付保険金額	14,283,920千円	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、令和3年度決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会において財務状況の検証を行った。また、検証結果を取りまとめた報告書により、厚生労働省、事業の実施主体である地方公共団体及び障害者関係団体へ報告するとともに、加入者等に対して機構ホームページにおいて公表することにより、事業の透明性を確保した。</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、事務担当者会議については書面開催としたが、従来と同様に機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成することに加え、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査し、結果を取りまとめ情報提供することにより、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。</p> <p>さらに、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、加入者現況確認調査を行うとともに、心身障害者、加入者等の利益の確保及び地</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>
区 分	令和4事業年度																			
新規加入者数	1,094人																			
新規年金受給者数	2,195人																			
保険対象加入者数	56,558人																			
年金給付保険金支払対象障害者数	58,865人																			
死亡・障害保険金額	7,309,400千円																			
年金給付保険金額	14,283,920千円																			

<p>算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p> <p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととされていることから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。 (関連指標) ○心身障害者扶養保険事業実績 ・新規加入者数 ・新規年金受給者数 ・保険対象加入者数</p>	<p>(1) 財政状況の検証 令和3年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険事業財務状況検討会(以下「財務状況検討会」という。)で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表するなど関係者に対し広く周知する。 なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。</p>	<p><評価の視点> ○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。</p>	<p>【財務状況の検証と公表】#39 ○ 財務状況検討会を3月に開催し、令和3年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、地方公共団体及び障害者関係団体に報告するとともに、機構ホームページで公表した。 ○ また、厚生労働省に設置された「心身障害者扶養保険事業に関する検討会」において保険料水準等の見直しの検討を行うにあたり、財務状況及び保険料水準の検証に必要な情報の提供を行った。</p>	<p>方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った。 ○ 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力により、周知・広報活動を15回行い、年度計画に定める目標値(15回)を達成することができた。 ○ 扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、7月及び10月に開催した資産運用委員会において、現行の基本ポートフォリオについて、基本ポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実と乖離が生じていないかなどについて確認し、直ちに見直しの必要がないことを確認した。 また、次期に向けた基本ポートフォリオについても協議され、資産構成割合(国内債券・国内株式・外国債券・外国株式)及び乖離許容幅を変更することをガバナンス委員会に報告した。 扶養保険資産の資産構成割合については、基本ポートフォリオとの乖離許容幅内に収まるよう毎月管理を行った。 運用利回りについては、資産合計で△0.56%となったが、資産ごとのベンチマーク収益率は概ね確保することができた。 ○ 制度の周知・広報活動については、令和3年度の取組に加え、インターネットにおける検索エンジンに連動した制度広告の試行、WAMNET会員向けメールマガジンによ</p>
--	--	--	--	---	---

<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p>	<p>・年金給付保険金支払対象障害者数</p> <p>・年金給付保険金額</p> <p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部</p>	<p>○ 扶養保険資金の運用については、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む運用に関する基本方針を心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行っているか。</p> <p>○ 各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。</p>	<p>【運用の基本的考え方】#40</p> <p>○ 資産運用委員会の議を経たうえで策定した扶養保険資金の運用に関する基本方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行った。また、その運用状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。</p> <p>【各資産の対ベンチマーク収益率との差】#41</p> <p>○ 各資産ともパッシブ運用を実施し、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。また、運用実績については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。</p> <p>[令和4年4月～令和5年3月（年率）]</p> <table border="1" data-bbox="1255 1394 1982 1608"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>運用実績</th> <th>ベンチマーク差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有価証券</td> <td rowspan="2">国内</td> <td>債券</td> <td>△1.65%</td> <td>△1.64%</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>5.81%</td> <td>5.74%</td> <td>△0.08%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国</td> <td>債券</td> <td>△0.50%</td> <td>△0.53%</td> <td>△0.03%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>2.36%</td> <td>2.25%</td> <td>△0.11%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各資産の運用実績は時間加重収益率</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1255 1724 1762 1797"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>運用実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産全体</td> <td>△0.56%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資産全体の運用実績は修正総合利回り</p>	区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	有価証券	国内	債券	△1.65%	△1.64%	0.01%	株式	5.81%	5.74%	△0.08%	外国	債券	△0.50%	△0.53%	△0.03%	株式	2.36%	2.25%	△0.11%	区分	運用実績	資産全体	△0.56%	<p>る制度案内などWebの活用等を充実させるなど、非対面かつ効果的な周知・広報活動を実施した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差																														
有価証券	国内	債券	△1.65%	△1.64%	0.01%																													
		株式	5.81%	5.74%	△0.08%																													
	外国	債券	△0.50%	△0.53%	△0.03%																													
		株式	2.36%	2.25%	△0.11%																													
区分	運用実績																																	
資産全体	△0.56%																																	

<p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。</p> <p>② 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p>	<p>専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することとする。</p> <p>② 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本ポートフォリオを適切に管 	<p>専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。</p> <p>② 運用におけるリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>扶養保険資金について、運</p>	<p>○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。</p>	<p>【乖離状況の把握等】#42</p> <p>○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理を行った。また、乖離状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。</p> <p>なお、乖離幅は次のとおりである。</p> <p>[令和5年3月末]</p> <table border="1" data-bbox="1252 1436 1988 1829"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)</th> <th>実績</th> <th>乖離幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有価証券</td> <td rowspan="2">国内</td> <td>債券</td> <td>74.5% (±8%)</td> <td>72.9%</td> <td>△1.6%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>8.5% (±4%)</td> <td>9.4%</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国</td> <td>債券</td> <td>8.5% (±2%)</td> <td>8.0%</td> <td>△0.5%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>8.5% (±4%)</td> <td>9.7%</td> <td>1.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)	実績	乖離幅	有価証券	国内	債券	74.5% (±8%)	72.9%	△1.6%	株式	8.5% (±4%)	9.4%	0.9%	外国	債券	8.5% (±2%)	8.0%	△0.5%	株式	8.5% (±4%)	9.7%	1.2%		
区分		基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)	実績	乖離幅																										
有価証券	国内	債券	74.5% (±8%)	72.9%	△1.6%																									
		株式	8.5% (±4%)	9.4%	0.9%																									
	外国	債券	8.5% (±2%)	8.0%	△0.5%																									
		株式	8.5% (±4%)	9.7%	1.2%																									

		<p>理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。 	<p>用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産全体 資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。 ・ 各資産 各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。 ・ 運用受託機関等 運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資産全体及び各資産のリスクを確認し、リスクについて分析及び評価を行い、適切なリスク管理を行っているか。 ○ 運用受託機関等に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示すとともに、運用状況及びリスク管理の状況を把握し、適切に管理しているか。 	<p>【資産全体及び各資産のリスク管理】 #43</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク要因、各資産に係るリスク及びトラッキングエラー等の要因を把握し、特に問題ないことを確認した。 <p>【運用受託機関等のリスク管理】 #44</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 月次報告及び四半期毎の定期ミーティングにおいて、運用状況、リスク管理の状況及びベンチマーク収益率との乖離状況を把握し、特に問題ないことを確認した。また、運用に関する基本方針に則って運用受託機関の評価を行い、特に問題ないことを確認した。 		
--	--	--	---	---	--	--	--

<p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産</p>	<p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構</p>	<p>リスクの管理等を行い、適切に管理する。 なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回(四半期毎)ヒアリングを実施する。</p> <p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があるときは、速やかに見直しを行い、公表する。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか</p>	<p>○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行っているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。</p>	<p>【運用に関する基本方針の見直し】#45 ○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を、機構ホームページで公表した。また、同基本方針について、7月及び10月に開催した資産運用委員会で検証を行った結果、直ちに見直す必要がないことを確認するとともに、次年度からの基本方針を変更することとし、その旨をガバナンス委員会に報告した。</p> <p>【基本ポートフォリオの見直し】#46 ○ 基本ポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実と乖離が生じていないかなどを確認のうえ、上記のとおり、7月及び10月に開催した資産運用委員会で検証を行った結果、現行の基本ポートフォリオについては、直ちに見直しの必要がないことを確認した。 また、次期基本ポートフォリオについて、最適化の観点から検証を行い、資産構成割合(国内債券・国内株式・外国債券・外国株式)及び乖離許容幅を変更することをガバナンス委員会に報告した。</p>		
---	---	--	---	--	--	--

<p>構成とすること。 なお、策定に際しては、以下の点に留意すること。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用</p>	<p>成とする。 なお、策定に際しては、以下の点に留意する。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有</p>	<p>などについて、資産運用委員会で検証し、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式への分散投資を原則としたうえで、必要に応じて見直しを行う。 また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 令和3年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検</p>	<p>○ 短期資金需要等を踏まえて、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。</p> <p>○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。</p>	<p>(基本ポートフォリオ見直し案)</p> <table border="1" data-bbox="1255 134 1694 590"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>基本ポートフォリオ (乖離許容幅)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有価証券</td> <td rowspan="2">国内</td> <td>債券</td> <td>76.5% (±8%)</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>5.0% (±2%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">外国</td> <td>債券</td> <td>8.5% (±2%)</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>10.0% (±5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【年金給付のための流動性の確保】#47</p> <p>○ 短期資産については、年金給付等の支出に不足が生じないよう管理を行うとともに、収支見通しに基づき必要な現金等を確保し、効率的な資金管理を行った。また、管理状況については、定期的にガバナンス委員会に報告した。</p> <p>【生命保険契約における運用実績等の検証】#48</p> <p>○ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、提出された令和3年度決算書を分析し検証するとともに、3月に開催した財務状況検討会において確認等の検証を行い、現状では問題ないことを確認した。</p>	区分			基本ポートフォリオ (乖離許容幅)	有価証券	国内	債券	76.5% (±8%)	株式	5.0% (±2%)		外国	債券	8.5% (±2%)	株式	10.0% (±5%)		
区分			基本ポートフォリオ (乖離許容幅)																			
有価証券	国内	債券	76.5% (±8%)																			
		株式	5.0% (±2%)																			
	外国	債券	8.5% (±2%)																			
		株式	10.0% (±5%)																			

<p>実績を確認する等の検証を行うこと。</p>	<p>識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。 (関連指標) ○扶養保険資金の運用実績 ・ベンチマーク差</p>	<p>証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。</p>				
<p>(3) 事務処理等の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努めること。</p>	<p>(3)事務処理等の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努める。</p>	<p>(3) 事務処理等の適切な実施 扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。</p> <p>また、地方公共団体等の意見を踏まえたパンフレット等を作成し、制度周知に努める。</p>	<p>○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。</p> <p>○ 各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努めているか。</p>	<p>【事務担当者会議の開催】 #49 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事務担当者会議については書面開催としたが、従来と同様に機構と地方公共団体及び地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成し、情報提供することにより、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。</p> <p>【事務処理の標準化】 #50 ○ 機構と地方公共団体の加入者名簿の照合や年金給付金等の請求遅延・遺漏等の確認を通じて、地方公共団体の的確な事務処理の実施等について指導を行い、各地方公共団体の事務処理の標準化を図った。 また、地方公共団体の広報活動や窓口相談対応方法を調査し、事務担当者会議において結果を共有するなど各自治体担当者の事務処理の標準化に努めた。</p>		
<p>(4) 扶養保険事業に関する評価に</p>	<p>(4)扶養保険事業に関する評価につ</p>	<p>(4)扶養保険事業に関する評価につ</p>	<p>○ 国、地方公共団体及び関係団体等</p>	<p>【周知・広報活動】 #51 ○ 周知・広報活動については、上記①のとおり。 ○ 令和4年度においては、障害福祉サービス事業所における</p>		

<p>ついて、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上行うこと。(平成28年度実績：10回) 	<p>いて、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上行う。 	<p>いて、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を15回以上行う。 	<p>との連携・協力による周知・広報活動は中期計画を達成しているか。</p>	<p>制度広報用ポスターの掲示依頼、雑誌等への記事掲載、特別支援学校の在校生及び関係団体へのパンフレット配布に加え、インターネットにおける検索エンジンに連動した制度広告やWAMNET会員向けメールマガジンによる制度案内など、Web活用等を充実させる効果的な周知・広報活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地方公共団体の広報活動等に関する取組についてアンケートを実施するとともに、事務担当者会議において集計結果のフィードバックを行った。 <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務>#52</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度の周知・広報活動について、コロナ禍以前は関係団体等が開催する大会等への参加により実施していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からこれらの大会等の開催が控えられたため、非対面で効果的な周知・広報活動を中心に実施した。 事務担当者会議についても、感染拡大防止の観点から、引き続き書面方式で開催した。 		
--	---	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第11号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号723

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
情報充実及び機能見直し（計画値）	25件以上	－	5件以上	5件以上	5件以上	5件以上	5件以上		予算額（千円）	493,605	962,815	630,830	1,320,829	678,775
情報充実及び機能見直し（実績値）	－	5件	8件 (8件)	8件 (16件)	7件 (23件)	6件 (29件)	6件 (35件)		決算額（千円）	504,108	738,653	790,648	655,928	1,789,439
達成度	－	－	160.0%	160.0%	140.0%	120.0%	120.0%		経常費用（千円）	628,095	721,064	798,359	949,390	1,167,314
年間ヒット件数（計画値）	11,000万件以上	－	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上		経常利益（千円）	0	0	0	0	0
年間ヒット件数（実績値）	－	12,940万件	19,258万件	15,798万件	22,809万件	25,922万件	26,905万件		行政コスト（千円）	－	794,297	798,359	949,390	1,167,314
達成度	－	－	175.1%	143.6%	207.4%	235.7%	244.6%		行政サービス実施コスト（千円）	387,079	－	－	－	－
									従事人員数	8.29人	10.92人	11.02人	11.56人	11.33人

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努</p>	<p>6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努</p>	<p>6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」、「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)に基づく「子ども・子育て支援情報公表システム」並びに「災害時情報共有システム整備事業」に基づく「児童福祉施設等災害時情報共有</p>	<p><主な定量的指標> ① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施する。 ② 年間ヒット件数を 1 億 1,000 万件以上とする。 <その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績> ① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 6 件実施した。 (内訳) 提供情報の整備充実 : 1 件 機能の見直し : 5 件 ② 年間ヒット件数は、WAM NET コンテンツや国の施策に基づく情報システムの利用等が堅調であったことから、2 億 6,905 万件となった。</p>	<p><評価と根拠> 評価 : A ○ WAM NET 事業においては、国の政策動向や利用者からの要望を踏まえ、関係省庁及び関係機関と連携しつつ、「介護現場の生産性向上関連情報」コンテンツを新設するとともに、「障害福祉サービス等指定基準・報酬関係 Q&A」、「WAMNET ニュース」、「制度解説コーナー」、「行政情報」、「福祉のしごとコーナー」といった 5 件のコンテンツのリニューアルを行うなど、提供情報の質の向上と利用者の利便性の向上を図った。 ○ 毎年 Web 形式で実施しているアンケート調査に加え、介護・障害など各分野の関係者(福祉施設経営者、職員等)を対象として、WAM NET の利用状況や日常的な情報収集の手段等についてヒアリングを実施するなど、新たなコンテンツの企画や既存コンテンツの更なる見直しを行うための情報収集に取り組んだ。 ○ 上記の取組により提供する情報の充実及び機能の見直しを行ったことで、年間ヒット件数は計画値を大きく上回る 2 億 6,905 万件のヒット件数を達成することができた。(達成度 244.6%) ○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、次のとおり WAM NET 基盤を活用した。 ○ 提供情報の質の向上を図るため、厚生労働省老健局と連携して、介護</p>	<p>評価 : A <評価に至った理由></p>	

<p>めること。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。</p>	<p>める。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○利用者サービス向上取組実績</p> <p>・アンケート調査における情報利用者の満足度</p>	<p>システム」及び「障害者支援施設等災害時情報共有システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めているか。</p>	<p>【提供情報の質の向上及び利便性の向上】#53</p> <p>○ 提供情報の質の向上を図るため、厚生労働省老健局と連携して、介護現場における業務改善に役立つガイドラインや介護ロボット・ICTの利用促進に関する資料のほか、介護現場革新会議等の生産性向上に関する各種会議情報等を分かりやすく集約した「介護現場の生産性向上関連情報」コンテンツを新たに掲載した。</p> <p>○ 利用者の利便性の向上を図るため、次のとおり既存コンテンツの機能の見直しを行った。</p> <p>a 「障害福祉サービス等指定基準・報酬関係 Q&A」コンテンツについて、国民健康保険中央会と連携し、検索項目の追加やサービス種別の選択方式の見直しを行うなど、利用者の探しやすさ・見やすさに配慮したりリニューアルを行った。</p> <p>b 地域に根差した福祉保健医療関連のニュースを提供する「WAM NET ニュース」コンテンツについて、アクセスランキングの新設や注目ワードによる検索などの機能を改善したほか、WAM 助成における優良事例の紹介ページを追加するなど、全国各地における民間福祉団体等の取組について情報提供の充実を図った。</p> <p>c 福祉医療に関する各種制度等をわかりやすく解説する「制度解説・ハンドブック」及び「ケアマネジャーのしごとガイド」コンテンツについて、「ヤングケアラー」、「共生型サービス」、「社会福祉連携推進法人等」に関する制度・施策等の解説を追加したほか、各制度における「よくある質問」や「用語集」</p>	<p>現場における業務改善に役立つガイドラインや介護ロボット・ICTの利用促進に関する資料のほか、介護現場革新会議等の生産性向上に関する各種会議情報等を分かりやすく集約した「介護現場の生産性向上関連情報」コンテンツを新規掲載した。</p> <p>a メール一括配信機能を用いて、社会福祉振興助成事業や退職手当共済事業に係る申請等の手続き、機構の調達情報や月刊誌「WAM」の最新情報を配信するメールマガジンなどを迅速かつ適正に発信し、事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。</p> <p>b 福祉医療経営指導事業において、各種アンケート調査を Web で実施することにより、円滑かつ効率的な実施を支援した。</p> <p>○ 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めた結果、WAM NET の情報利用者を対象としたアンケート調査において 98.2% の満足度を得ることができた。</p> <p>○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携のうえ、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」について安定的に運用するとともに、効率的な管理を適切に実施した。</p> <p>また、「児童福祉施設等災害時情報共有システム」及び「障害者支援施設等災害時情報共有システム」については、国と連携を図り、実際の災害等の稼働及び都道府県等を対象としたシステム操作訓練の支援を</p>	
---	--	---	--	---	---	--

					<p>についてキーワード検索やページレイアウトの大幅な見直しを行うなど、利用者の見やすさ・探しやすさの向上を図った。</p> <p>d 厚生労働省の社会保障審議会等の各種会議や福祉医療施策等に関する自治体向け事務連絡等を掲載する「行政情報」コンテンツについて、膨大な過去情報をアーカイブ化することで、直近の更新情報を容易に検索できるよう公開ページの構成を見直すなど、最新情報の検索性の向上を図った。</p> <p>e 福祉人材の確保、定着等に関する各種情報を掲載する「福祉のしごとコーナー」コンテンツについて、幅広く「福祉のしごと」の魅力や目指す方法などを紹介するため、小中学生を対象とした福祉の仕事に関する資格や職種等を分かりやすく解説するページを新たに設けたほか、各資格・職能団体や養成校団体等と連携し、学生や求職者等に向けた最新情報等を動画等で紹介するなど、コンテンツの充実を図った。</p> <p>○ 新たなコンテンツの企画や既存コンテンツの更なる見直しなど提供情報の質の向上と利用者の利便性の向上を図るため、毎年実施している WAM NET 利用状況調査（Web アンケート）に加え、介護・障害など各分野の関係者（福祉施設経営者、職員等）等を対象として、WAM NET の利用状況や日常的な情報収集の手段等についてヒアリングを行った。</p> <p>○ 福祉・医療関係団体のみならず、経済団体、労働団体、一般企業など様々な団体等を直接訪問等し、企業等の従業員やその管理職、人事労務担当等に向けて、家庭生活と仕事の両立に関する各種コンテンツにワンストップでアクセスできる「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」コンテンツの周知を行い、両立支援施策等及び WAM NET の利用促進を図った。</p> <p>○ WAM NET の新規コンテンツや WAM NET ニュース、行政情報といった掲載情報等について、メールマガジンや Twitter を積極的に活用し、WAM NET の更なる周知を図った。（メールマガジン 214 件、ツイート数 1,615 件）</p> <p>○ 全国の保育所、認定こども園等の各種情報が検索できる「子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）」の機能や利用方法等を紹介する PR 動画を WAM NET に掲載したほか、内閣府と連携し、Twitter</p>	<p>行うなど安定的な運用と効率的な管理を適切に実施した。</p> <p>さらに、令和 4 年度における新たな取組として、社会福祉連携推進法人制度の創設により、毎年度報告が求められる当該法人の現況及び財務状況等の届出と公表に係る手続きのシステム化について、厚生労働省より要請を受けたことから、令和 5 年度の運用開始に向けて着実にシステム開発を行うなど、国の要請を踏まえ国の施策に基づく情報システムの整備・拡充を推進した。</p> <p>○ 「財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」について、厚生労働省及び内閣府等関係省庁と連携し、社会福祉法人や所轄庁等に当該システムの利用を促した結果、前年度を上回る利用率となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等電子開示システム (99.7%) ・障害福祉サービス等情報公表システム (84.6%) ・子ども・子育て支援情報公表システム (93.9%) <p>○ これらの取組により、年度計画に定める 2 つの指標はともに 120% 以上の達成度となり、計画を大幅に上回る実績（達成度平均 182.3%）を上げることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>(2)国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理すること。</p>	<p>(2)国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理する。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○システムの着実な整備・安定的な運用の取組実績</p> <p>・国の施策に基づく情報システムの利用実績</p>	<p>(2)「児童福祉施設等災害時情報共有システム」及び「障害者支援施設等災害時情報共有システム」等、国の施策に基づく情報システムについては、安定的に運用するとともに、効率的に管理する。</p>	<p>○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理しているか。</p>	<p>で広く周知を行った。</p> <p>○ 福祉医療分野、情報通信分野等を専門とする外部有識者からなる WAM NET 事業推進専門委員会を開催し、福祉保健医療に関して今後求められる情報提供の在り方、効果的な情報発信、WAM NET の提供情報の質及び利用者の利便性の向上等について検討を行った。</p> <p>【国の施策に基づく情報システムの運用及び管理】#54</p> <p>○ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」については、国と連携を図り、次のとおりシステムの改善や運用管理を適切に実施した。</p> <p>a システムの改善</p> <p>システム運用を通じて、所轄庁及び社会福祉法人等から寄せられた要望・課題に対して対応策の検討を行い、提出書類の個別アップロード機能の追加や操作マニュアルの見直しなどの改善を行った。</p> <p>b 運用体制の整備</p> <p>所轄庁等からのシステム利用に係る照会等への対応としてコールセンターを設置し、迅速かつ正確な対応が可能な体制を整備したことにより、システムの円滑な運用を促進した。(照会件数：12,078 件)</p> <p>また、令和 4 年度の届出に合わせて、システムの改善点や入力方法について、利用者向けの掲示板に説明資料を掲載し周知を図るとともに、国の新任担当者向けにシステム操作説明会を開催したほか、国主催の「社会福祉法人指導監査担当者研修会」(自治体担当者向け)において本システムの紹介と合わせて、管内の法人に向けてシステム利用による届出を依頼するなどの広報活動を行った。</p> <p>さらに、令和 5 年度のシステム運用に向けて、所轄庁等へシステム運用スケジュール等に関する情報を速やかに提供し、円滑な運用のための準備を行った。</p> <p>c 公表</p> <p>当該システムを活用して届出のあった全国の社会福祉法人に関する情報(現況報告書、計算書類、社会福祉充実計画、定款、役員等名簿(公表用)及び報酬等の支給の基準)について、順次、WAM NET の「社会福祉法人の現況報告書等情報検索サイト」コンテンツで公表した。</p>		
--	---	--	---	---	---	--	--

				<p>11月までに集約された現況報告書等のデータについて、国と調整し、集約結果を3月に公表するとともに、公表結果を含む当該システムの効率的な管理を実施した。</p> <p>○ 「障害福祉サービス等情報公表システム」については、国と連携を図り、次のとおりシステムの改善や効率的な運用管理を適切に実施した。</p> <p>a システムの改善</p> <p>令和4年10月の障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」に係る公表機能の追加等の改修を実施した。</p> <p>また、システム運用を通じて国及び自治体等から寄せられた要望・課題を踏まえ、登録状況の照会・確認機能等の充実に加え、登録画面における説明・確認文言の見直しなど、利便性の向上を図るためのシステム改善を行った。</p> <p>b 運用管理</p> <p>公表制度上求められている毎年1回の定期報告が行えるよう、指定権限が委譲された特別区に対し、公表権限を適切に付与するなど、システム環境の整備及び登録情報の確認を行い、令和4年5月より当年度の利用を開始した。</p> <p>また、システムの改善点や入力方法について、利用者向けの掲示板に説明資料を掲載し周知を図るとともに、都道府県・政令市・中核市へシステム運用スケジュール等に関する情報を速やかに提供するなど、円滑な運用のための準備を行った。</p> <p>c システム利用の促進</p> <p>登録情報の申請・公表の充実に向けてシステムの利用促進を図るため、国と連携し、都道府県等に対して情報登録及び申請に係る案内や都道府県等の公表状況の定期報告を継続的に実施した。(メール計17回、197,668件)</p> <p>また、国の主管課長会議等を通じて公表サイトバナー設置とリンク設定を自治体に促し、公表サイトの普及を図った。</p> <p>d 公表</p> <p>当該システムを利用して登録された全国の障害福祉サービス等事業所に関する情報について、WAMNETの「障害福祉サービス等情報検索サイト」において公表を行った。</p>	
--	--	--	--	--	--

○ 「子ども・子育て支援情報公表システム」については、国と連携を図り、次のとおりシステムの改善や効率的な運用管理を適切に実施した。

a システムの改善

システム運用を通じて国及び自治体等から寄せられた要望・課題を踏まえ、登録状況の照会・確認機能等の充実に加え、施設情報の登録機能を拡充するなど、利便性の向上を図るためのシステム改善を行った。

b 運用体制の整備

システムの改善点や入力方法について、利用者向けの掲示板に説明資料を掲載し周知を図るとともに、都道府県等へシステム運用スケジュール等に関する情報を速やかに提供するなど円滑な運用のための準備を行い、令和4年5月より当年度の利用を開始した。

c システム利用の促進

登録情報の申請・公表の充実が図られるよう、国と連携し、都道府県等及び各事業者に対して、最新情報への定期的な更新について継続的に案内した。

また、各自治体における業務を支援するため、都道府県等に対して管内の未更新施設一覧等の情報を提供した。(メール計10回、71,475件)

さらに、国の都道府県等担当者会議等を通じて「子ども・子育て支援情報公表システム(ここ de サーチ)」のバナーのリンク設定を自治体に促し、公表サイトの普及を図った。

d 公表

「子ども・子育て支援情報公表システム(ここ de サーチ)」を利用して登録された全国の子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設に関する情報について、WAMNET内の当該システムにおいて公表を行った。

○ 国の施策に基づく情報システムの利用実績は、次のとおりである。

区 分	対象法人数	利用法人数	利用率
財務諸表等電子開示システム	21,053 件	20,988 件	99.7%

区 分	対象事業所数	利用事業所数	利用率

障害福祉サービス等 情報公表制度システム	188,896 件	159,752 件	84.6%
-------------------------	-----------	-----------	-------

区 分	対象事業所等数	利用事業所等数	利用率
子ども・子育て支援 情報公表システム	63,718 件	59,848 件	93.9%

○ 児童福祉施設等災害時情報共有システム及び障害者支援施設等災害時情報共有システムについては、国と連携を図り、次のとおりシステムの改善や運用管理を適切に実施した。

a システムの改善

システム運用を通じて国及び自治体から寄せられた要望・課題を踏まえ、被災報告の要請に係るメール送信機能の改修や集約結果の確認方法の追加など、利便性向上を図るための機能改善を行った。

b 運用体制の整備

情報が未登録となっている施設の一覧を自治体あて提供するとともに、操作説明動画を利用者向けの連絡掲示板に掲載するなど運用体制を整備した。

c システム利用の促進

厚生労働省担当者への操作説明会を実施したほか、全都道府県を対象とした厚生労働省主催の操作訓練や自治体が独自に実施する操作訓練（9件）において、訓練実施時のシステムの稼働監視や照会対応などの支援を行った。

○ 社会福祉連携推進法人制度の創設に伴い、毎年度報告が求められる当該法人の現況及び財務状況等の届出と公表手続きに係るシステム化について、厚生労働省から要請を受け、令和5年度の運用開始に向けてシステム開発を行った。

【WAM NET基盤の活用】#55

○ 新型コロナウイルスの感染拡大により令和4年度も対面による相談や各種会議、研修・セミナー等の開催が困難であったため、機構の各業務において、次のとおり引き続き、WAM NET基盤を活用した取組を行った。

a 福祉医療貸付事業に係る受託金融機関業務打合せ会議等について、効率的な業務説明を行うため、

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。

○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。

	<p>(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標を設定す</p>	<p>(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を</p>	<p>(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を</p>	<p>専用の連絡掲示板へ資料及び説明動画を掲載した。</p> <p>b 福祉医療経営指導事業で実施する経営セミナーについて、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた医療機関や社会福祉施設等の今後の経営の在り方及び組織運営等をテーマとしたオンラインセミナーを配信した。</p> <p>c 社会福祉振興助成事業の募集説明動画を掲載し、NPO法人等社会福祉の振興に寄与する非営利団体向けに情報提供を行った。</p> <p>d 年金担保債権管理回収業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る受託金融機関事務説明会等について、効率的な業務説明を行うため、事務説明会動画を掲載した。</p> <p>e 福祉医療機構債券の発行にあたり、投資家・アナリスト向け決算説明の動画を掲載し、証券会社や機関投資家等に向けて平時と遜色のない情報提供を行った。</p> <p>○ WAM NET のメール一括配信機能を活用し、社会福祉振興助成事業に係る申請等の手続きの案内、機構の調達情報や月刊誌「WAM」の最新情報を配信するメールマガジンなど、各事業における事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。(実績 173 件)</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業と連携し、次の Web アンケート調査を円滑かつ効率的に実施した。</p> <p>a 社会福祉法人経営動向調査</p> <p>b 病院経営動向調査</p> <p>c アンケート調査(病院の運営状況等に関する調査、介護人材に関する調査等、施設・居住系サービス事業者運営状況調査等)</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の電子申請システムの利用者に対し、迅速なユーザーIDの発行やシステム利用に係る問合せに対応し、電子届出事務の円滑な実施を支援した。(電子届出システムの利用率:福祉医療貸付 86.7% (前年度 88.4%)、退職手当共済 93.0% (前年度 92.7%))</p>		
--	---	---	---	--	--	--

<p>る。</p> <p>① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を25件以上実施すること。(第3期中期目標期間実績16件(年度平均4件))</p> <p>② 年間ヒット件数を毎年度1億1,000万件以上とすること。(平成28年度実績:1億144万件)</p>	<p>目指す。</p> <p>① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を25件以上実施する。</p> <p>② 年間ヒット件数を毎年度1億1,000万件以上とする。</p>	<p>目指す。</p> <p>① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を5件以上実施する。</p> <p>② 年間ヒット件数を1億1,000万件以上とする。</p>	<p>○ 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 年間ヒット件数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>【提供情報の整備充実及び機能見直しの取組件数】#56</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>【年間ヒット件数】#57</p> <p>○ 上記②のとおり。</p>		
--	--	---	---	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第2項及び第3項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
連携・協力による周知活動(計画値)	30団体以上	—	30団体以上	30団体以上	30団体以上	30団体以上	42団体以上	予算額(千円)	(年担) 1,241,641 (労担) 21,460	(年担) 1,268,991 (労担) 22,024	(年担) 1,114,567 (労担) 20,316	(年担) 982,563 (労担) 17,612	(年担) 619,816 (労担) 12,798
連携・協力による周知活動(実績値)		32団体	36団体	36団体	42団体	42団体	42団体	決算額(千円)	(年担) 1,251,530 (労担) 20,842	(年担) 1,116,494 (労担) 19,523	(年担) 923,790 (労担) 18,017	(年担) 881,782 (労担) 16,498	(年担) 541,538 (労担) 11,199
達成率	—	—	120.0%	120.0%	140.0%	140.0%	100.0%	経常費用(千円)	(年担) 1,223,833 (労担) 20,904	(年担) 1,086,520 (労担) 18,955	(年担) 912,829 (労担) 17,776	(年担) 867,941 (労担) 16,512	(年担) 421,966 (労担) 9,154
								経常利益(千円)	(年担) △138,188 (労担) △4,132	(年担) 81,180 (労担) 496	(年担) 140,771 (労担) 1,435	(年担) 29,616 (労担) 900	(年担) 207,949 (労担) 3,555
								行政コスト(千円)	(年担) — (労担) —	(年担) 1,086,752 (労担) 18,955	(年担) 913,042 (労担) 17,776	(年担) 868,154 (労担) 16,512	(年担) 421,966 (労担) 9,154
								行政サービス実施コスト(千円)	(年担) 137,612 (労担) 4,059	(年担) — (労担) —	(年担) — (労担) —	(年担) — (労担) —	(年担) — (労担) —
								従事人員数	(年担) 16.44人 (労担) 0.34人	(年担) 16.13人 (労担) 0.33人	(年担) 14.41人 (労担) 0.30人	(年担) 14.56人 (労担) 0.30人	(年担) 12.88人 (労担) 0.28人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
				業務実績	自己評価	評価	理由											
<p>7 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的に実施してきた年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）の施行により、令和4年3月末で申込受付が終了したため、業務の終了に向けた適切な措置を講じること。</p> <p>なお、当該業務の実施にあたっては、以下の点に留意すること。</p>	<p>7 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的に実施してきた年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）の施行により、令和4年3月末で申込受付が終了したため、業務の終了に向けた適切な措置を講じる。</p> <p>なお、当該業務の実施にあたっては、以下の点に留意する。</p>	<p>7 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的に実施してきた年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）の施行により、令和4年3月末で申込受付が終了したため、業務の終了に向けた適切な措置を講じる。</p> <p>なお、当該業務の実施にあたっては、以下の点に留意する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など42団体以上との連携・協力による周知活動を行う。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など42団体との連携・協力による周知活動を行った。</p> <p>(実績)</p> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>2,082,360千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>2,082,360千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>46,050千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>46,050千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和4事業年度	貸付契約額	2,082,360千円	資金交付額	2,082,360千円	区分	令和4事業年度	貸付契約額	46,050千円	資金交付額	46,050千円	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）、「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）を踏まえ、年金受給者にとって必要かつ無理のない融資を行ってきたところであるが、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）において、令和3年度末に申込の受付を終了し、その後の管理回収期間を経て事業を廃止することが決定した。</p> <p>なお、令和4年4月が最終貸付実行となるため、厚生労働省と連携しつつ、①申込関係書類の不備、②生活保護受給データとの不突合など「不測の事態」を想定した事務連絡を受託金融機関に事前送付して、窓口の対応を強化することにより支障無く完遂した。</p> <p>令和4年度の貸付実績は、年金担保貸付事業で4,049件2,082百万円、労災年金担保貸付事業で65件46百万円となり、貸付残高については、年金担保貸付事業で61,887件13,188百万円、労災年金担保貸付事業で1,034件328百万円となった。</p> <p>○ 令和4年3月末の申込受付終了及び債権管理回収業務への移行を踏まえ、機構ホームページ上の説明を改訂するとともに、電話自動応答システムのアナウンス内容も更新することにより、国と連携し周知広報への対応を完了した。</p> <p>○ 違法な年金担保融資の注意喚起及び</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
区分	令和4事業年度																	
貸付契約額	2,082,360千円																	
資金交付額	2,082,360千円																	
区分	令和4事業年度																	
貸付契約額	46,050千円																	
資金交付額	46,050千円																	

<p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努めること。</p> <p>(2) 業務の円滑な終了に向けて着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</p> <p>(3) 円滑に業務を終了する観点から、令和4年3月末をもって申</p>	<p>(1)業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2)業務の円滑な終了に向けて着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。 (関連指標) ○貸付条件変更実績 ・貸付条件変更件数</p> <p>(3)円滑に業務を終了する観点から、令和4年3月末をもって申込受</p>	<p>(1)年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2)業務の円滑な終了に向けて着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。</p> <p>(3)円滑に業務を終了する観点から、令和4年3月末をもって申込受</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、安定的かつ効率的な業務運営に努めているか。</p> <p>○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。</p> <p>○ 着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。</p> <p>○申込受付を終了したこと及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、</p>	<p>【業務運営コストの分析】 #59</p> <p>○ 令和3年決算及び福祉医療機構債券の発行状況等を踏まえ、事業の終了時期を見据えて損益が均衡するよう、業務運営コストの分析・検証を行い、安定的かつ効率的な業務運営に努めた。</p> <p>【無理のない返済に配慮した制度の運用】 #60</p> <p>○ 令和4年4月の最終貸付実行においては、疎明資料による資金使途、必要額の確認などを行い、利用者にとって真に必要な資金を融資し、無理のない返済となるよう配慮した審査等を行うとともに、書類不備や生活保護受給データとの不突合等が生じた場合の対応などの措置を講じた。</p> <p>【返済条件の変更措置の実施等】 #61</p> <p>○ 着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困窮や災害等により返済が困難となった借入者 268件に対し、貸付条件変更の承認を行うとともに、災害救助法が適用された災害について、機構ホームページで速やかに貸付条件の変更措置に関する周知を行った。</p> <p>【新規貸付終了に係る利用者への対応】 #62</p> <p>○ 厚生労働省と連名のチラシ、機構ホームページ上の説明及び電話自動応答システムのアナウンスについて、申込受付終了後の内容に改訂して、4月1日に一斉にリリースした。</p>	<p>利用可能な他制度等の周知を徹底するため、厚生労働省及び消費者庁と連名のチラシ等を機構ホームページに掲載するとともに、厚生労働省と一体となって全国銀行協会に対して協力要請を行った。</p> <p>○ 以上のとおり、申込受付終了に向けて必要と考えられる可能な限りの取組について、厚生労働省や全国銀行協会等と事前調整して対応した結果、令和4年4月最終貸付実行まで、利用者や受託金融機関の窓口における特段の混乱等が生じることのない運用を確保できた。また、債権管理業務に重点を置いた年金担保貸付事務取扱を受託金融機関に配布することで、業務の円滑な終了に向けて着実な管理回収に努めている。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	---	---	---	---	--	--

<p>込受付を終了したこと及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者等への適切な対応に努めること。</p> <p>なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。</p> <p>(4) 年金担保債権</p>	<p>付を終了したこと及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者等への適切な対応に努める。</p> <p>なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行う。 (関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受託金融機関に対する周知実績 ・受託金融機関事務説明会開催実績 ・受託金融機関個別訪問実績 ・全国銀行協会等との意見交換実績 <p>(4) 年金担保債権管</p>	<p>付を終了したこと及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者等への適切な対応に努める。</p> <p>なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行う。</p> <p>(4) 年金担保債権管</p>	<p>受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努めているか。</p> <p>○ 利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行っているか。</p> <p>○ 周知活動における</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違法な年金担保融資への注意喚起及び利用可能な他制度等の周知を徹底するため、厚生労働省及び消費者庁と連名のチラシを改訂して機構ホームページに掲載するとともに、厚生労働省及び全国銀行協会と連携し、4月4日から同月10日にかけて政府広報（全国紙5社、地方紙69社）を掲載した。 ○ 4月の最終貸付実行に向けて不測の事態を回避するため、書類不備や生活保護受給データとの不突合等が生じた場合の対応を示した事務連絡を受託金融機関へ発出したことにより、窓口における利用者等への適切な対応が図られ、特段の混乱等が生じることなく円滑に業務を実施した。 ○ 受託金融機関が使用する年金担保貸付事務取扱について、債権管理業務に重点を置いた内容に全面改訂した上で、各統括店を経由して、全ての支店窓口への配布を完了した。 <p>【関係団体等との連携・協力による周知活動】#63</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など42団体との連携協力を維持しつつ、改訂版のチラシ・パンフレットによる周知広報について重層的な対応を継続した。 		
---	--	--	---	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-8	承継年金住宅融資等債権管理回収業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第1項及び第3項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
長期延滞債権の回収処理割合（計画値）	18%以上	—	18%以上	18%以上	18%以上	18%以上	18%以上		予算額（千円）	1,601,966	1,487,031	1,505,253	1,321,160	1,181,171
長期延滞債権の回収処理割合（実績値）	—	17.3%	22.0%	23.4%	19.5%	20.7%	20.9%		決算額（千円）	1,586,083	1,405,726	1,295,223	1,183,467	1,134,118
達成率	—	—	122.2%	130.0%	108.3%	115.0%	116.1%		経常費用（千円）	1,625,097	1,407,216	1,266,572	1,176,591	1,108,177
									経常利益（千円）	15,590,680	13,055,780	10,856,698	8,974,898	7,333,850
									行政コスト（千円）	—	1,407,216	1,266,572	1,176,591	1,108,177
									行政サービス実施コスト（千円）	△ 16,014,981	—	—	—	—
									従事人員数	28.70人	26.29人	27.01人	25.07人	23.62人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。</p> <p>(1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機</p>	<p>8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。</p> <p>(1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機関と緊密</p>	<p>8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。</p> <p>(1) 業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握、並びに関係機関と連携した課題等の把握などに基づき、令和3年度まで進めてきた検討により明らかになった主要課題及び事実関係を踏まえ</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 長期延滞債権について、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 業務終了を見据えた検討に際して、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握、並びに関係機関と連携した課題等の把握などに基づき、令和3年度まで進めてきた検討により明らかになった主要課題及び事実関係を踏まえ</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 長期延滞債権については、総件数に対して20.9%の回収処理を行った。</p> <p>【業務終了を見据えた検討】#66</p> <p>○ 業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握等を行うとともに、関係機関ヒアリングの結果や国との意見交換等を踏まえて把握した主要課題及び事実関係等を全体整理し、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進め、国と調整のうえ今後の関係者協議に向けた方向性を共有した。</p> <p>○ 第3期中期目標期間において、多くの関係機関との調整で合意された第三者弁済契約の延長等について、その後の実施状況や、関係転貸法人の事業動向等を把握しつつ、令和5年度から実施する関係機関との協議・</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握等を行うとともに、関係機関ヒアリングの結果や国との意見交換等を踏まえて把握した主要課題及び事実関係等を全体整理し、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進め、国と調整のうえ今後の関係者協議に向けた方向性を共有した。</p> <p>○ 第3期中期目標期間において、多くの関係機関との調整で合意された第三者弁済契約の延長等について、その後の実施状況や、関係転貸法人の事業動向等を把握しつつ、令和5年度から実施する関係機関との協議・調整に向けた準備検討を着実に進めた。</p> <p>○ 承継債権管理回収勘定における将来の収支状況の把握等に資するため、業務システムに将来推計の機能を追加し、業務の終了を見据えた具体的な検討に当該システムによる仮定推計を活用した。</p> <p>○ 承継年金住宅融資等の貸付先について、財務状況等の把握・分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行った。</p> <p>○ 貸付先の保証人等については、保証人の変更に当たり、貸付先に対して顧客説明に伴う必要な対応等を行うとともに、受託金融機関において適正に保証人の変更契約が締結されていることを確認したほか、転貸債権に係るローン保証会社の保証履行能力について格付けにより実態把握・分析を行った。</p> <p>○ 住宅金融支援機構への委託分債権のうちサービサー再委託案件について、同機構と連絡を密に取りつつ準備を進め、延滞長期化の抑制に努めた。</p> <p>○ ローン返済困難者に対する返済条件の変更37件（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緩和措置の適用22件を含む）、民事再生法の適用による返済条件の変更4件の</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	

<p>関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努めること。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p> <p>(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に</p>	<p>に連携して、今後の課題の把握等に努める。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。</p> <p>(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を</p>	<p>つつ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進めるとともに、国と調整を行う。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。</p> <p>(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を</p>	<p>握等に努めているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努めているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行う</p>	<p>調整に向けた準備を着実に進めた。</p> <p>○ 承継債権管理回収勘定における将来の収支状況の把握等に資するため、業務システムに将来推計の機能を追加し、業務の終了を見据えた具体的な検討に当該システムによる仮定推計を活用した。</p> <p>【保証履行能力等を踏まえた適切な債権管理】 #67</p> <p>○ 転貸法人について、令和3年度決算書を徴求し、財務状況等の把握・分析を行うとともに、必要に応じて、ヒアリング及び指導を行った。</p> <p>○ 住宅生活協同組合等について、受託金融機関から現状の報告及び決算書を徴求し、財務状況等の把握・分析を行った。</p> <p>○ 貸付先の保証人等については、保証人の変更に当たり、貸付先に対して顧客説明に伴う必要な対応等を行うとともに、受託金融機関において適正に保証人の変更契約が締結されていることを確認した。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を実施し、貸倒引当金を適正に計上した。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社の保証履行能力について格付け (Moody's、S&P) により実態把握・分析を行い、保証能力を確認した。</p> <p>○ 各転貸法人の現場において、短期延滞の解消や長期延滞の防止、関係金融機関との連携等に携わる専門員に対して過去の経緯や制度の仕組み等を解説した資料を送付するとともに、債権管理回収に関する顧問弁護士による講義を Web 配信することで、日頃の取組に対する一層の理解の向上を図った。</p> <p>【適時的確な債権回収】 #68</p> <p>○ 貸付先との交渉が難航して回収が進まなかった債権や過去に貸付先が破綻して機構自ら直接管理をしている債権について、受託</p>	<p>措置を講じた。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住宅金融支援機構の動向を把握して、転貸法人に必要な事務連絡の発出等を行った。また、9月及び3月の約定償還時に先駆けて、主な貸付先における新型コロナウイルス感染症の影響の有無等についてモニタリングを実施するとともに、過去に破綻した貸付先に係る債権管理への影響等について受託金融機関等から毎月報告を受けることを通じて、いずれも特段の支障等が生じていないことを確認した。</p> <p>○ 長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件の処分を行ったことなどにより、総件数に対して 20.9%の回収処理を行った。</p> <p>○ 以上の取組の結果、令和4年度の国庫納付金として、令和5年7月末までに約508億円を国庫納付する予定であり、引き続き公的年金の給付財源に寄与する対応となる。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	--	--	---	--	--	--

<p>回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。</p>	<p>行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。 (関連指標) ○適時的確な債権回収の実績 ・年金住宅融資等債権の元金回収率</p>	<p>行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。 また、経済情勢の変化等に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講じる。 特に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応として、この返済条件の変更措置の円滑な運用を図るとともに、貸付先に対するモニタリングを通じた状況把握及び必要な指導等を行う。</p>	<p>ことにより、延滞債権の発生の抑制に努めているか。</p>	<p>金融機関等との連携による着実な対応を進めることにより、担保物件の処分等を通じた回収を行った。 ○ 住宅金融支援機構への委託分債権のうちサービサー再委託案件について、同機構と連絡を密に取りつつ準備を進め、延滞長期化の抑制に努めた。 ○ ローン返済困難者に対する返済条件の変更 37 件(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緩和措置の適用 22 件を含む)、民事再生法の適用による返済条件の変更 4 件の措置を講じた。 また、令和 4 年度中に発生した災害について、機構ホームページにて返済猶予等に関する周知を行った。</p>		
<p>(4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p>	<p>(4)延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p>	<p>(4)延滞債権については、貸付先に対する迅速かつ着実な督促を実施するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に進めることにより、早期の債権回収に努める。</p>	<p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</p>	<p>【延滞債権への対応】 #69 ○ 長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行い、早期の債権回収に努めた。</p>		
<p>(5) 承継年金住宅融資等債権管理</p>	<p>(5)承継年金住宅融資等債権管理回</p>	<p>(5)承継年金住宅融資等債権管理回</p>				

<p>回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行うこと。 (第3期中期目標期間実績：平均17.8%) 	<p>収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う 	<p>収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期延滞債権については、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。 	<p>○ 長期延滞債権については、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。</p>	<p>【長期延滞債権の回収処理割合】#70</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務>#71</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、返済が困難となった借入者への返済条件の変更等について、22件の措置を講じた。(再掲)</p> <p>○ 9月及び3月の約定償還時に、通常の回収事務に加えて新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた機構債権の取扱い等を解説した事務連絡を受託金融機関に発出することにより、対応が必要となった場合の円滑な事務処理を確保した。</p> <p>また、主な貸付先における新型コロナウイルス感染症の影響の有無等について、モニタリングを実施するとともに、過去に破綻した貸付先に係る債権管理への影響等について受託金融機関等から毎月報告を受けることを通じて、いずれも特段の支障等が生じていないことを確認した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、受託金融機関事務説明会を Web 動画配信により開催するとともに、配信資料の中で承継年金住宅融資等債権管理回収業務の留意事項を分かりやすく説明した。 ○ 各転貸法人の現場において、短期延滞の解消や長期延滞の防止、関係金融機関との連携等に携わる専門員に対して過去の経緯や制度の仕組み等を解説した資料を送付するとともに、債権管理回収に関する顧問弁護士による講義を Web 配信することで、日頃の取組に対する一層の理解の向上を図った。 (再掲) 	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-9	一時金支払等業務及び補償金支払等業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の3第1項及び第5条の5第1項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号26（内閣官房） 令和4年度行政事業レビューシート番号247（厚生労働省）

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
									予算額（千円）	—	(一時金) 11,167,039 (補償金) 5,422,001	(一時金) 3,405,515 (補償金) 11,517,779	(一時金) 1,758,266 (補償金) 2,960,550	(一時金) 1,318,280 (補償金) 1,906,493
									決算額（千円）	—	(一時金) 1,596,426 (補償金) 1,478,432	(一時金) 1,368,357 (補償金) 8,869,033	(一時金) 323,778 (補償金) 1,105,403	(一時金) 248,623 (補償金) 604,780
									経常費用（千円）	—	(一時金) 1,652,881 (補償金) 1,518,015	(一時金) 1,364,090 (補償金) 8,888,258	(一時金) 321,334 (補償金) 1,117,220	(一時金) 232,431 (補償金) 557,720
									経常利益（千円）	—	(一時金) 0 (補償金) 0	(一時金) △9,632 (補償金) 0	(一時金) 0 (補償金) 0	(一時金) 0 (補償金) 0
									行政コスト（千円）	—	(一時金) 1,652,881 (補償金) 1,518,015	(一時金) 1,364,090 (補償金) 8,888,258	(一時金) 321,334 (補償金) 1,117,220	(一時金) 232,431 (補償金) 557,720
									従事人員数	—	(一時金) 4.33人 (補償金) 1.16人	(一時金) 3.54人 (補償金) 3.72人	(一時金) 3.76人 (補償金) 4.07人	(一時金) 2.89人 (補償金) 2.32人

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																				
				業務実績	自己評価	評価	理由																																			
<p>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。</p>	<p>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</p>	<p>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ○ 一時金等及び補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めているか。</p>	<p>【業務の適切かつ迅速な実施】#72</p> <p>○ 国と緊密な連携のうえ、適切かつ迅速な支払業務を行い、毎月、確実に支払いを完了するとともに、速やかに支払状況を国に報告した。</p> <p>○ 秘匿性の高さから個人情報の取扱いに特に配慮する必要があるため、国との一時金及び補償金の支払情報の授受については、セキュリティ性の高いWAMNET掲示板を活用した。</p> <p>○ 令和4年度における一時金支払等業務及び補償金支払等業務の支払実績は、次のとおりである。</p> <p>《一時金支払等業務》 (金額の単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度（※）</td> <td>476</td> <td>1,524</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>410</td> <td>1,313</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>86</td> <td>275</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>66</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>1,038</td> <td>3,324</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）令和元年6月から支払を開始した。</p> <p>《補償金支払等業務》 (金額の単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度（※）</td> <td>1,061</td> <td>1,459</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>5,555</td> <td>8,807</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>690</td> <td>1,048</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>362</td> <td>568</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>7,668</td> <td>11,881</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）令和2年1月から支払を開始した。</p>	年度	件数	金額	令和元年度（※）	476	1,524	令和2年度	410	1,313	令和3年度	86	275	令和4年度	66	211	累計	1,038	3,324	年度	件数	金額	令和元年度（※）	1,061	1,459	令和2年度	5,555	8,807	令和3年度	690	1,048	令和4年度	362	568	累計	7,668	11,881	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>○ 一時金支払等業務及び補償金支払等業務ともに、国と緊密に連携のうえ、適切かつ迅速な支払業務を行い、毎月、確実に支払いを完了するとともに、速やかに支払状況を国に報告した。</p> <p>○ 一時金及び補償金の支払いにあたっては、個人情報の取扱いに特に配慮する必要があるため、国との一時金及び補償金の支払情報の授受については、セキュリティ性の高いWAMNET掲示板を活用した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
年度	件数	金額																																								
令和元年度（※）	476	1,524																																								
令和2年度	410	1,313																																								
令和3年度	86	275																																								
令和4年度	66	211																																								
累計	1,038	3,324																																								
年度	件数	金額																																								
令和元年度（※）	1,061	1,459																																								
令和2年度	5,555	8,807																																								
令和3年度	690	1,048																																								
令和4年度	362	568																																								
累計	7,668	11,881																																								

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務・システムの効率化と情報化の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 723・768

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第4期中期計画期間における情報化推進計画に基づき、システム等の改善を図る。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>【情報化推進計画に基づくシステム導入・改善】</p> <p>#73</p> <p>○ 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、当該計画に基づき、次のとおりシステムの改善を実施した。</p> <p>a 福祉医療貸付事業に係る貸付総合電算システムについて、令和4年度貸付条件改正に伴う改修に加え、新型コロナウイルス対応支援資金の貸付先に係る膨大な債権管理業務の省力化を図るための機能改善を行った。</p> <p>b 貸付総合電算システムについて、「クラウド・バイ・デフォルト原則」を踏まえ、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に準拠したクラウド基盤への移行に着手した。</p> <p>c 事業報告書等電子報告システムについて、令和4年度診療報酬改定に伴う改修に加え、各種ダウンロード機能や照会画面の追加など、顧客からの照会対応等の業務の効率化・省力化に向けた改善を行った。</p> <p>d 自己査定支援システムについて、貸倒引当金算定方法の変更に伴う改修を行うとともに、新型コロナウイルス対応支援資金の貸付先に係る膨大な与信管理業務の効率化を図った。</p> <p>e 福祉医療貸付事業における業務の効率化を図るため、顧客との交渉記録など貸付総合電算システム等の各システムで保有している顧客情報を一元的に管理する期中管理システムの設計・開発に係</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>○ 情報化推進計画に基づき、次のとおりシステムの改善を実施し、機構の各事業・業務の効率的かつ安定的な実施を支援した。</p> <p>a 福祉医療貸付事業に係る貸付総合電算システムについて、令和4年度貸付条件改正に係る改修に加え、新型コロナウイルス対応支援資金に係る膨大な貸付先に効率的に対応するため、機能改善を行った。</p> <p>b 貸付総合電算システムについて、「クラウド・バイ・デフォルト原則」を踏まえ、ISMAPに準拠したクラウド基盤への移行に着手した</p> <p>c 事業報告書等電子報告システムについて、令和4年度診療報酬改定に伴う改修に加え、各種ダウンロード機能や照会画面の追加など、顧客からの照会対応等の業務の効率化・省力化に向けた改善を行った。</p> <p>d 自己査定支援システムについて、貸倒引当金算定方法の変更に伴う改修を行うとともに、新型コロナウイルス対応支援資金の貸付先に係る膨大な与信管理業務の効率化を図った。</p> <p>e 福祉医療貸付業務の効率化を図るため、融資相談から審査、契約、債権管理における各部門がそれぞれ保有する顧客情報を一元的に管理する期中管理システムの設計・開発に係る調達を実施した。</p> <p>f WAMNET基盤の更改にあたり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を踏まえ、ISMAPに準拠したクラウド基盤へ移行した。</p> <p>g 退職手当共済システムについて、行政手続きのオンライン化や運営経費の削</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	

<p>(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。</p>	<p>(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要な IT に関する技能及び知識の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。</p>	<p>(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を活用するなど情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 業務の特性に応じて、当該業務に必要な IT に関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者 (CIO) 補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。</p>	<p>○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するために、情報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。</p> <p>○ 職員に対する IT に関する研修等を計画的に実施しているか。</p>	<p>る調達を開始した。</p> <p>f WAMNET 基盤の更改にあたり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を踏まえ、ISMAP に準拠したクラウド基盤へ移行した。</p> <p>g 退職手当共済システムについて、行政手続きのオンライン化や運営経費の削減、業務効率化を目的としたシステムの全面刷新に向けて、要件定義を行い、設計・開発の調達を実施した。</p> <p>h 年金住宅融資業務回収処理システムについて、業務の終了に係る検討に当たり、業務運営コストの分析及び将来の収支状況を把握するため、将来シミュレーション機能の追加等を行った。</p> <p>【情報管理担当部署の専門性向上】 #74</p> <p>○ 情報管理担当部署の専門性の向上を図るため、CIO 補佐官による ICT 人材育成のための研修を実施した。(6名)</p> <p>また、教育・訓練プログラムに基づき、情報システムや情報セキュリティ及び情報セキュリティインシデントに関する知識習得に係る外部研修を受講した。(延べ 21 名)</p> <p>【職員研修の実施】 #75</p> <p>○ 機構職員の IT リテラシーの向上を図るため策定した令和 4 年度情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等による OA 研修 (e ラーニング研修: Word、Excel、Outlook、PowerPoint、受講者 258 名) 及び業務システム等操作研修 (集合研修: 退職手当共済システム操作研修受講者 15 名、総合法令検索システム操作研修受講者 10 名、資料配布: 機構ホームページ操作研修受講者 111 名)、新人職員研修 (受講者 28 名)、テレワーク環境の操作説明及び Web 会議サービス操作説明を実施した。</p> <p>○ IT リテラシーの向上のため、CIO 補佐官による</p>	<p>減、業務効率化を目的としたシステムの全面刷新を行うべく、システムの要件定義を行い、設計・開発業務の調達を実施した。</p> <p>h 年金住宅融資業務回収処理システムについて、業務の終了に係る検討に当たり、業務運営コストの分析及び将来の収支状況を把握するため、将来シミュレーション機能の追加等を行った。</p> <p>○ 情報管理担当部署の専門性の向上を図るため、CIO 補佐官による人材育成研修の受講をしたほか、教育・訓練プログラムに基づく外部研修を受講するなど、情報システムや情報セキュリティに関する知識を習得した。</p> <p>○ 令和 4 年度情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等による OA 研修 (e ラーニング研修: 受講者 258 名)、CIO 補佐官による役職員向け研修 (受講者 91 名) を実施するなど、機構職員の IT リテラシーの向上を図った。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
-----------------------------------	---	---	---	--	---	--

				<p>研修を役職員向けに実施した。(受講者 91 名)</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務>#76</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療貸付事業に係る貸付総合電算システムについて、令和 4 年度貸付条件改正に伴う改修に加え、新型コロナウイルス対応支援資金の貸付先に係る膨大な債権管理業務の省力化を図るための機能改善を行った。(再掲) ○ 自己査定支援システムについて、貸倒引当金算定方法の変更に伴う改修を行うとともに、新型コロナウイルス対応支援資金の貸付先に係る膨大な与信管理業務の効率化を図った。(再掲) 	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
2-2	経費の節減	
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 723・768

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報
経費節減(計画値) (百万円)	中期目標期間の最終年度において、一般管理費は70百万円、業務経費は296百万円		(一般管理費)	(一般管理費)	(一般管理費)	(一般管理費)	(一般管理費)	—
			80 (△3%)	77 (△6%)	75 (△9%)	72 (△12%)	70 (△15%)	
経費節減(実績値) (百万円)	年度計画値の100%	(一般管理費) 82 (業務経費) 311	(一般管理費)	(一般管理費)	(一般管理費)	(一般管理費)	(一般管理費)	—
			85	78	73	72	70	
上記削減率(%)	中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度(一般管理費82百万円、業務経費311百万円)と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度削減		(一般管理費)	(一般管理費)	(一般管理費)	(一般管理費)	(一般管理費)	
			3.7%	△4.3%	△10.9%	△12.8%	△15.1%	
達成度	—		(一般管理費)	(一般管理費)	(一般管理費)	(一般管理費)	(一般管理費)	—
			94.1%	98.7%	102.7%	100.0%	100.0%	
			(業務経費)	(業務経費)	(業務経費)	(業務経費)	(業務経費)	
			308 (△1%)	305 (△2%)	302 (△3%)	299 (△4%)	296 (△5%)	
			331	314	302	297	295	
			6.3%	0.9%	△3.0%	△4.7%	△5.1%	
			93.1%	97.1%	100.0%	100.7%	100.3%	

(注) 削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																												
				業務実績	自己評価																													
2 経費の節減	2 経費の節減	2 経費の節減	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度の額を節減する。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 運営費交付金を充当して行う業務（一般勘定・共済勘定・保険勘定）に係る一般管理費及び業務経費については、中期目標期間の最終事業年度において、基準額（平成 29 年度決算額）に対して、一般管理費は△15%程度、業務経費は△5%程度の額を削減できるよう、不断に経費削減の取り組みを行い、業務の質の確保に留意しつつ効率的な執行に努めた。</p> <p>令和 4 年度においては、人材派遣職員及び再雇用職員等の人員配置の最適化を着実に推進したことにより、人材派遣料で令和 3 年度と比較し 10 百万円を節減した。また、ペーパーレスによるコピー用紙購入量の削減やパンフレットの発行部数の見直し等により、消耗品費及び印刷製本費で令和 3 年度と比較し 32 万円を節減した。</p> <p>一方、事務所家賃については、地道な値下げ交渉が成功し、令和 9 年度までの 6 年間について、割安な金額による契約更新を行うことができた。</p> <p>以上により、一般管理費、業務経費ともに令和 4 年度計画値を下回った。</p> <p><一般管理費> (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">基準額 (注)</th> <th colspan="2">令和 4 年度</th> </tr> <tr> <th>目標額 (対基準額)</th> <th>3 月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金 額</td> <td>82</td> <td>70 (△12)</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>節減率</td> <td>—</td> <td>△15%</td> <td>15.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p><業務経費> (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">基準額 (注)</th> <th colspan="2">令和 4 年度</th> </tr> <tr> <th>目標額 (対基準額)</th> <th>3 月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金 額</td> <td>311</td> <td>296 (△15)</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>節減率</td> <td>—</td> <td>△5%</td> <td>△5.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 基準額は平成 29 年度決算額である。</p> <p>【業務方法の改善による事務効率化及び経費節減】#77</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、各事業における説明会や研修会を Web 開催と集合形式での開催を状況に応じて使い分けることによって、移動時間の短縮、出張旅費の削減等、研修会開催に係る事務の効率化及び経費の節減を行った。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業における新型コロナウイルス対応支援資金による貸付先の大幅な増加に際して、決算書等の提出依頼に係る電話連絡及び入力業務に係るアウトソーシングの通年化に加え、償還開始時の未入金に係る支払案内業務をコールセンターに委託する等の取組によ</p>	区 分	基準額 (注)	令和 4 年度		目標額 (対基準額)	3 月末	金 額	82	70 (△12)	70	節減率	—	△15%	15.1%	区 分	基準額 (注)	令和 4 年度		目標額 (対基準額)	3 月末	金 額	311	296 (△15)	295	節減率	—	△5%	△5.1%	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 令和 4 年度においては、人材派遣職員等の人員配置の最適化を着実に推進した結果、人材派遣料等を節減することができた。また、コピー用紙購入量の削減・パンフレットの発行部数の見直し・事務所家賃の値下げ交渉等により、経費の節減を図った。</p> <p>以上により、一般管理費、業務経費ともに令和 4 年度計画値を下回った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、各事業における説明会や研修会を Web 開催と集合形式での開催を状況に応じて使い分けることによって、移動時間の短縮、出張旅費の削減等、研修会開催に係る事務の効率化及び経費の節減を行った。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業における新型コロナウイルス対応支援資金による貸付先の大幅な増加に際して、電話連絡及び入</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
区 分	基準額 (注)	令和 4 年度																																
		目標額 (対基準額)	3 月末																															
金 額	82	70 (△12)	70																															
節減率	—	△15%	15.1%																															
区 分	基準額 (注)	令和 4 年度																																
		目標額 (対基準額)	3 月末																															
金 額	311	296 (△15)	295																															
節減率	—	△5%	△5.1%																															
(1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。	(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、毎年度、業務方法	(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検																																

(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施すること。

(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施する。

(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、「令和4年度調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施する。

○ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。

り、専門業者が実施することによる、業務の効率的実施、職員負担の軽減及び高品質な顧客対応の実現を行った。

○ 退職手当共済事業においては、業務委託先が参加する「事務連絡会」の参加方式を、参集とオンラインの併用とすることで、事務の効率化と参加旅費の節減を行った。

○ 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務においては、令和4年3月末で借入申込の受付が終了したことに伴い、従来の「受託金融機関事務取扱」の貸付関連部分を削除して、債権管理回収業務に重点化した全面改訂版を送付して、代理店窓口での利便性の向上と顧客対応の効率化を行った。

【契約適正化の推進のための取組】#78

○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、令和4年度「調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページで公表した。

○ 「調達等合理化計画」に基づく取組については、次表のとおりである。

表1 調達の全体像 (単位：件、億円)

区 分	令和4年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(81.0%) 47	(80.3%) 98.7	(85.3%) 29	(97.9%) 9.9	(62.1%) 18	(895.5%) 88.8
企画競争・公募	(5.2%) 3	(0.4%) 0.5	(0%) 0	(0%) 0	(-) % 3	(-) % 0.5
競争性のある契約 (小計)	(86.2%) 50	(80.7%) 99.2	(85.3%) 29	(97.9%) 9.9	(72.4%) 21	(900.6%) 89.3
競争性のない 随意契約	(13.8%) 8	(19.3%) 23.7	(14.7%) 5	(2.1%) 0.2	(60.0%) 3	(11,182.3%) 23.5
合 計	(100.0%) 58	(100.0%) 122.9	(100.0%) 34	(100.0%) 10.1	(70.6%) 24	(1,114.1%) 112.8

(注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の() 書は、令和4年度の対令和3年度伸率である。

表2 一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

区分	令和4年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2者以上	20	(40.0%)	19	(65.5%)	1	(5.3%)
	6.4	(6.5%)	4.1	(41.3%)	2.3	(57.1%)
1者以下	30	(60.0%)	10	(34.5%)	20	(200.0%)
	92.8	(93.5%)	5.8	(58.7%)	87.0	(1,493.4%)
合 計	50	(100.0%)	29	(100.0%)	21	(72.4%)
	99.2	(100.0%)	9.9	(100.0%)	89.3	(900.6%)

(注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の() 書は、令和4年度の対令和3年度伸率である。

力業務に係るアウトソーシングの通年化に加え、支払案内業務をコールセンターに委託する等の取組により、専門業者が実施することによる、業務の効率的実施、職員負担の軽減及び高品質な顧客対応の実現を行った。

○ 退職手当共済事業において、業務委託先が参加する「事務連絡会」の参加方式を、参集とオンラインの併用とすることで、事務の効率化と参加旅費の節減を行った。

○ 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務においては、令和4年3月末で借入申込の受付が終了したことに伴い、貸付事業の事務処理に関する諸制限を撤廃することにより、代理店窓口での利便性の向上と顧客対応の効率化を行った。

○ 契約の適正化については、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正か

				<p>○ 調達等合理化計画に基づき、以下の項目について重点的な取組を行った。</p> <p>a 競争性のない随意契約に対する取組 会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保した。 また、調達等合理化推進委員会において、対象となる競争性のない随意契約全件の事前点検を行った。(実績：1件)</p> <p>b 一者応札・応募に対する取組 機構ホームページにおいて公表している「一者応札・一者応募に係る改善方策について」に基づき、公告期間の確保や不当な資格要件を設定しない等によって、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んだ他、以下の項目についても併せて取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう令和4年度の調達予定情報を令和4年4月に機構ホームページで公表し、随時更新を行った。前回一者応札となった案件(16件)については、機構ホームページでの調達予定情報の公表に合わせて、入札への参加が期待される事業者に対する個別案内を行った。 ・ より多くの事業者が入札に参加することを促すため、入札公告情報を提供するメールマガジンをメールマガジン登録者あてに発行した。 ・ 令和4年度に一者応札となった案件(30件)について、入札への参加を辞退した事業者に対するアンケート調査を実施するとともに、アンケート結果については、事業者が参加しやすい調達スケジュールの設定や仕様の見直し等に係る留意事項として、機構内の関連部署へ周知した。 ・ 前回一者応札・応募であった案件について、複数応札者が見込めるよう、アンケート結果等に基づき改善方策を検討し、調達内容に反映させているかを確認するためのチェックリストを活用した調達前自己チェックプロセスにより、取組の更なる徹底を図った。 ・ 希望者には入札説明書の電子メールによる配付を実施して、事業者の利便性向上を図った。 <p>c 総合評価落札方式の効果的な活用 技術的要素の評価を行うことが重要であった「退職手当共済業務処理システム等のホスティングと運用保守業務」等の調達(24件)を総合評価落札方式により調達し、実施について関連部署と8回の勉強会等を行った。</p> <p>d 障害者優先調達推進法への取組等 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等からの調達を2,587千円行い、前年度の実績額(2,781千円)を下回ったものの、調達件数については前年度の実績を上回った。</p> <p>○ 調達等合理化計画に基づき、以下の項目についてガバナンスの徹底を図った。</p> <p>a 随意契約に関する内部統制 新たに締結することとなった競争性のない随意契約「退職手当共済システム(仮称)要件定義業務」については、調達等合理化推進委員会に諮り、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前点検を受けた。</p> <p>b 不祥事の発生未然防止・再発防止の取組 適正な調達事務に資するため、入札談合等関与行為防止法に関する勉強会を開催し、人</p>	<p>つ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を推進した。</p> <p>○ 給与水準については、その適正化に向けて、機構独自の特別都市手当据置の継続、55歳を超える職員に対する給与体系の見直し等を実施してきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は100.7ポイントとなった。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管</p>	<p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は</p>	<p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、中期計画の達成に向け、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、経費の節減に取り組む。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込・</p>	<p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p>	<p>材の育成に努め、不祥事発生の未然防止に取り組むとともに、他の独立行政法人で発生した不祥事について内容を検証し、機構における体制等を再チェックした。なお、令和 4 年度において、不祥事の発生はなかった。</p> <p>○ 「調達適正化について(依頼)」(平成 22 年 4 月 6 日厚生労働省発総 0406 第 5 号)を踏まえ、全ての調達は原則として一般競争入札によることとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく調達等合理化推進委員会においては、一般競争入札(最低価格落札方式) 2 件、一般競争入札(総合評価落札方式) 15 件、企画競争 1 件、競争性のない随意契約 1 件に係る以下の事項の審議を徹底した。</p> <p>a 一般競争入札(最低価格落札方式)による場合は、調達等合理化推進委員会で仕様書等を審査し、特定のものに有利とならないよう徹底した。</p> <p>b 一般競争入札(最低価格落札方式)によらない場合は、その理由を審査した。</p> <p>c 競争性のない随意契約による場合は、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性を確認した。</p> <p>○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定)において、各独立行政法人は「契約監視委員会」を設置し、調達等合理化計画の策定、自己評価の際の点検及び理事長が定める基準(新たな競争性のない随意契約、2 か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約の事後点検を行うこととされているため、6 月に同委員会を開催し、「令和 4 年度調達等合理化計画(案)」(令和 3 年度調達等合理化計画に係る自己評価の報告を含む)の事前点検を行うとともに、令和 3 年度に契約を締結した 2 か年度連続の一者応札・応募案件 6 件について事後点検を行った。</p> <p>【一般管理費等の節減】#79</p> <p>○ 上記①のとおり。</p>		
--	---	--	---	--	---	--	--

<p>理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。</p> <p>(注)貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を</p>	<p>15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。</p> <p>(注)貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p>	<p>口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p>							
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>除く。 役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表すること。</p>	<p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>○ 役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表しているか。</p>	<p>【給与水準の検証及び取組状況の公表】#80</p> <p>○ ラスパイレス指数の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>115.6</td> </tr> <tr> <td>地域勘案</td> <td>103.0</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>112.7</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>100.7</td> </tr> </table> <p>(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数 学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数</p> <p>○ 機構は在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数 115.6 と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、地域・学歴差を勘案すると、対国家公務員指数は 100.7 となる。</p> <p>○ 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p> <p>① 在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏(東京都特別区及び大阪市)であり、特別都市手当(国の地域手当に相当)の支給対象に差があること(職員の割合…東京都特別区：91.6%、大阪市：8.4%)。</p> <p>② 大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員(行政職(一))の大学卒以上の比率は 61.7% (令和 4 年国家公務員給与等実態調査)であるのに対し、機構職員の大学卒以上の比率は 93.4%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>○ 給与水準の適切性の検証 在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数(年齢差勘案)と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は 100.7 となる。</p> <p>○ 給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、令和 4 年度においても以下の事項を実施するとともに、給与水準の検証結果と今後講ずる措置を機構ホームページに 6 月に公表した。</p> <p>a 55 歳を超える職員(4 等級(課長代理級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給について、国は 1.5%の減額支給措置が平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止となったが、機構は 0.5%の減額を引き続き実施</p> <p>b 特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成 18 年度以降引上げを行い、平成 28 年度に 20% (東京都特別区)の支給割合となったが、機構は引き続き 12%に据え置き、抑制を継続</p>	対国家公務員	115.6	地域勘案	103.0	学歴勘案	112.7	地域・学歴勘案	100.7		
対国家公務員	115.6													
地域勘案	103.0													
学歴勘案	112.7													
地域・学歴勘案	100.7													

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート番号 723・768

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価	評価																
<p>第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 なお、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> <p>2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1-1~1-4のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2-1~2-4のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3-1~3-4のとおり</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。 ○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>【運営費交付金以外の収入の確保】#81 ○ 令和4年度における福祉医療経営指導事業収入及び福祉保健医療情報サービス事業収入の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>実績額</th> <th>予算額</th> <th>対予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療経営指導事業収入</td> <td>29,647千円</td> <td>72,864千円</td> <td>40.7%</td> </tr> <tr> <td>福祉保健医療情報サービス事業収入</td> <td>6,299千円</td> <td>5,007千円</td> <td>125.8%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>35,945千円</td> <td>77,871千円</td> <td>46.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【債券の発行等による資金調達】#82 ○ 福祉医療機構債券の発行については、機構の社会貢献性の高さを広く周知するため、令和3年度に初回発行したソーシャルボンドの発行を令和4年度も継続するとともに、恒常的に発行することとした。令和4年度は、投資表明先35件を獲得し、令和3年度と合わせて67件となった。</p>	区 分	実績額	予算額	対予算比	福祉医療経営指導事業収入	29,647千円	72,864千円	40.7%	福祉保健医療情報サービス事業収入	6,299千円	5,007千円	125.8%	合 計	35,945千円	77,871千円	46.2%	<p><評価と根拠> 評価：B ○ 福祉医療機構債券の発行については、6月及び12月にソーシャルボンドとして発行し、投資表明を今年度35件獲得し、令和3年度と合わせて67件となった。 また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、発行に係る説明会及びIR（投資家向けの広報活動）はWeb動画配信やWeb会議システム等を活用したほか、より効果が見込まれる場合には対面形式で実施したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。 ○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成29年度決算検査報告における機構への意見表示を踏まえ、厚生労働省と協議を行った結果、令和4年12月に11.4億円の不要財産（現預金）を国庫納付した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>
区 分	実績額	予算額	対予算比																			
福祉医療経営指導事業収入	29,647千円	72,864千円	40.7%																			
福祉保健医療情報サービス事業収入	6,299千円	5,007千円	125.8%																			
合 計	35,945千円	77,871千円	46.2%																			

<p>達を適切に行うこと。</p> <p>3 不要資産の国庫納付</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 95,500 百万円</p> <p>2 想定される理由 (1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2)一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3)年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4)共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 95,500 百万円</p> <p>2 想定される理由 (1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2)一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3)年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4)共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p>	<p>○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。</p>	<p>また、発行に係る説明会及びIR（投資家向けの広報活動）については、オンライン会議システム等を活用しつつも、より効果が見込まれる先には訪問形式のIRを再開するなど柔軟に実施（説明会は機構ホームページに動画掲載1回、個別IRは訪問10回、オンライン又は電話会議23回、集合IRはオンライン会議方式で2回（計49社参加）したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1267 407 1991 625"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>年限</th> <th>発行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療貸付事業（一般勘定）</td> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>令和4年6月20日</td> </tr> <tr> <td>福祉医療貸付事業（一般勘定）</td> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>令和4年12月20日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>200億円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 民間金融機関からの短期借入金を有効に活用することにより、効率的な資金繰りを実施し、債務残高の縮減を図った。 （令和4年度短期借入金：合計16回、延べ574億円）</p> <p>【保有資産の見直し】#83</p> <p>○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成29年度決算検査報告における機構への意見表示「独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について」を踏まえ、厚生労働省と協議を行った結果、令和4年12月に11.4億円の不要財産（現預金）を国庫納付した。</p>	区分	金額	年限	発行日	福祉医療貸付事業（一般勘定）	100億円	10年	令和4年6月20日	福祉医療貸付事業（一般勘定）	100億円	10年	令和4年12月20日	合計	200億円	-	-		
区分	金額	年限	発行日																			
福祉医療貸付事業（一般勘定）	100億円	10年	令和4年6月20日																			
福祉医療貸付事業（一般勘定）	100億円	10年	令和4年12月20日																			
合計	200億円	-	-																			

将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。	年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。	なし				
	第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし				
	第7 剰余金の使途 ・ 全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源	第7 剰余金の使途 ・ 全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源				

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

目的積立金等の状況については、次表のとおりである。

(単位：百万円、%)

	平成30年度(初年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	300	291	286	283	254
目的積立金	-	-	-	-	-
積立金	-	2,748	5,347	10,979	9,803
うち経営努力認定相当額	-	-	-	-	-
その他の積立金等	-	-	-	-	-
運営費交付金債務	-	-	944	564	-
当期の運営費交付金交付額 (a)	2,548	2,238	3,975	2,517	3,923
うち年度末残高 (b)	-	-	944	564	-

当期運営費交付金残存率 (b÷a)	-	-	24	22	-
-------------------	---	---	----	----	---

(注) 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 723・768

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>(1)国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>(1)政策動向や事業経営環境の変化を踏まえ、組織編成等の業務運営体制の見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>【業務運営体制の継続的見直し】#84</p> <p>○ 令和4年度の業務運営体制に係る以下の組織見直しを実施した。</p> <p>a 新型コロナウイルス対応支援室の再編</p> <p>令和3年度に創設した新型コロナウイルス対応支援室について、令和4年度の新型コロナウイルス対応支援資金の継続に伴い、調査等が必要な案件に適切に対応する専任体制を構築することにより体制の強化を図るため、同室に「調査課」を創設した。</p> <p>b 年金貸付部の再編</p> <p>年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、令和3年度末をもって申込受付が終了し、令和4年度から債権管理回収業務を行うことに伴い、年金貸付部を「年金業務部」に、年金貸付課を「年金担保管理課」に改めた。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、政府の基本的対処方針、東京都や大阪府の対応方針等を踏まえた</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 役員会を原則として月1回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定したほか、トップマネジメントを補佐する経営企画会議を新型コロナウイルス感染症予防対策を講じつつ、書面形式も併用して定期的開催し、重要案件について迅速かつ的確に経営判断を行うとともに、役員連絡会を原則として毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一を徹底した。</p> <p>なお、経営企画会議の協議内容等については、迅速かつ的確に浸透させるため、イントラネット等を通じて全職員に対して発信した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス対応支援資金の継続に伴い、新型コロナウイルス対応支援室に「調査課」を創設することで調査等が必要な案件に適切に対応する専任体制を構築することにより業務運営体制の強化を図った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、政府の基本的対処方針等を踏まえた機構としての対応を点検し、職場内の感染拡大防止に努めるとともに執務室内の感染防止策等の運用の一部見直しを実施した。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	

	<p>(2)国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図ることで、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。</p>	<p>(2)トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図り、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。</p>	<p>○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。</p>	<p>機構としての対応の点検を行い、職場内の感染拡大防止に努めるとともに執務室内の感染防止策等の運用の一部見直しを実施した。</p> <p>【経営企画会議・役員連絡会の運営】#86</p> <p>○ 役員会を原則として月1回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定した。</p> <p>○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を定期的で開催し、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「令和4年度重点目標」の指示、「令和3年度業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行った。ただし、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じつつ、書面形式も併用した開催とすることにより、トップマネジメントの推進を図った。</p> <p>また、第5期中期計画の策定に際して、令和4年6月にビジョン（独立行政法人の使命及びミッションを踏まえた、法人自身が将来ありたい姿、実現したい未来）を定め、法人の業務運営の方向性を明確化した。</p> <p>なお、協議内容等については、迅速かつ的確に浸透させるため、イントラネット等を通じて全職員に対して発信した。</p> <p>○ 役員連絡会を毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。</p>	<p>【業務間の連携強化及び業務改善活動の活性化】#87</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面による相談や各種会議、研修・セミナー等の開催が困難となったため、機構の各業務において、以下のとおり Web 会議サービスを活用した取組を行った。</p> <p><Web 会議サービスの活用></p> <p>a 福祉医療貸付事業に係る融資相談や、債権管理に係る代表者ヒアリングのほか、民間金融機関や全国地方銀行協会等との打合せ会議等</p> <p>b 経営支援事業に係るコンサルティング業務</p> <p>c 社会福祉振興助成事業に係る助成相談及び中間支援組織（NPO センター等）を活用した助成説明会</p> <p>d 「社会福祉振興助成事業審査・評価委員会」、「心身障害者扶養保険資金運用委員会」、「WAM NET 事業推進</p>	<p>○ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面による相談や各種会議、研修・セミナー等の開催が困難となったため、機構の各業務において、Web 会議サービスを活用した取組を行った。</p> <p>○ 退職手当共済業務処理システムについては、ホスティングサービスが令和6年度末で終了することから、新システムの構築に向けて関係部と連携し、厚生労働省と協議を行い、本体開発費の予算の確保に向けた作業を実施するとともに、新システムへの移行・開発を遅滞なく行うため、要件定義の工程についてスケジュールどおり進め、設計・構築に向けた調達を着実に実施した。</p> <p>○ プレスリリース、WAM NET 及び Twitter 等を活用し、それぞれの媒体の特長を活かした情報発信及び広報活動を実施し、機構事業への理解及び社会的な信頼性の向上に努めた。なお、Twitter の利用においては、月刊誌「WAM」や WAM NET コンテンツ等の PR 動画を投稿するなど、視覚的に分かりやすい情報発信に努めた（ツイート数 1,615 件）。</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>
	<p>(3)多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かし、業務間の連携を強化するとともに、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることに、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>(3)多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かし、業務間の連携を強化するとともに、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることに、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>○ 業務間の連携強化や業務改善活動の活性化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。</p>				

		<p>さらに、機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行う。</p>	<p>さらに、機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行う。</p>	<p>○ 機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行っているか。</p>	<p>専門委員会」などの外部委員が参画する各種委員会</p> <p>e 福祉医療貸付事業・年金担保貸付事業・承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る業務改善・代理貸付事務手続きに関する全国銀行協会との会議</p> <p>f 財務省、厚生労働省など所管部局との打合せ等の会議</p> <p>○ 退職手当共済事業において、現行の退職手当共済業務処理システムに係るホスティングサービスが令和6年度末で終了することから、新システムの構築に向けて関係部と連携し、厚生労働省と協議を行い、本体開発費の予算の確保に向けた作業を実施するとともに、新システムへの移行、開発を行うため、要件定義業者を調達のうち、要件定義の作業を進めるなど実務担当者等が中心となって組織横断的に取り組んだ。</p> <p>【効果的な情報発信及び広報活動】#88</p> <p>○ 機構事業に関するプレスリリースを実施し、機構業務への理解及び社会的な信頼性の向上に努めた。(実績:57回)</p> <p>○ 動画配信や、オンライン会議等多様な手段を用いて、相談や各種会議、研修・セミナー等を実施し、積極的に情報伝達を行った。また、Twitter を利用して月刊誌「WAM」や WAMNET コンテンツ等の PR 動画を投稿するなど、効果的な情報発信に努めた。</p> <p>○ 全ての利用者に対応したホームページとするため、音声読み上げに対応できるようにするなど、機構ホームページのアクセシビリティの向上を図った。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>#89</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、政府の基本的対処方針、東京都や大阪府の対応方針等を踏まえた機構としての対応の点検を行い、職場内の職員の感染状況の公表や執務室内の感染防止策等の運用の見直しを実施した。</p> <p><再掲></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症に対する機構の取組や各事業の取組について、理事長自らが専門誌において解説することで情報発信を行い、機構への理解・支持促進に努</p>		
--	--	---	---	---	--	--	--

					めた。(金融ジャーナル6月号、ドクターズアテンション 12月)		
--	--	--	--	--	------------------------------------	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	内部統制の充実		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 723・768

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>2 内部統制の充実</p> <p>(1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。</p> <p>また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制</p>	<p>2 内部統制の充実</p> <p>(1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。</p> <p>また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を</p>	<p>2 内部統制の充実</p> <p>(1) 内部統制の更なる充実を図るため、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。</p> <p>また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有しているか。</p> <p>○ 内部統制の仕組みが有効に機能しているかモニタリングを通じて点検・検証を行い、その結果を踏まえて見直しを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>【役職員の認識の共有】#90</p> <p>○ ガバナンス委員会を原則四半期毎に開催し、リスク管理に関する事項等について報告・審議するとともに、機構内のイントラネットへの資料掲載や会議議事録等を活用した職員への指示の伝達を通じて、役職員で認識を共有した。</p> <p>また、四半期毎の開催に加え、事務リスク及び顧客サポート等の対応実施状況については資料配布による月次報告を行うことにより、適時適切なモニタリング体制を維持した。</p> <p>さらに、全役職員向けにコンプライアンス研修を実施し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。</p> <p>【内部統制の更なる充実】#91</p> <p>○ ガバナンス委員会において、リスク管理に係る各種モニタリング結果等を報告し、その結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知)を踏まえた総括点検を実施した。</p> <p>○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象及び前年度以前に検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行い、マニュアル等の見直しが行われていることを確認した。</p> <p>また、令和 4 年度内部監査結果に基づき、今後</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 定期的にガバナンス委員会を開催し、リスク管理に関する事項等について報告・審議するとともに、機構内のイントラネット等を通じて役職員で認識を共有した。</p> <p>また、全役職員向けにコンプライアンス研修を実施し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。</p> <p>○ 内部統制の更なる充実を図るため、ガバナンス委員会において、リスク管理に係る各種モニタリング結果等を報告し、その結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」を踏まえた総括点検を実施した。</p> <p>○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象及び前年度以前に検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行い、マニュアル等の見直しが行われていることを確認した。</p> <p>また、令和 4 年度内部監査結果に基づき、今後取り組みを踏まえて、経営企画会議において内部監査の総括報告を行うとともに、その結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、令和 5 年度内部監査計画を策定した。</p> <p>○ 情報システムの整備及び管理を適切に行うため、PMO の役割を担う情報システム委員会における審議・承認を経て、第 5 期中期目標期間における情報化推進計画及び令和 5 年度における情報システム整備計画を策定した。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	

<p>の更なる充実を図ること。</p> <p>(2)情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMOは情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援すること。</p> <p>また、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃へ</p>	<p>踏まえた内部統制の更なる充実を図る。</p> <p>(2)情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMOは情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援する。</p> <p>また、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力</p>	<p>(2)情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMOは情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援する。</p> <p>また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を必要に応じて見直すとともに、厚生労働省と連携したCSIRT訓練を実施するなど、サイバー攻撃への防御力及び組織</p>	<p>○ 情報システムについて、適切な整備及び管理を行うとともに、PMOは情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援しているか。</p> <p>○ 情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。</p>	<p>取り組むべき課題等を取りまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行うとともに、その結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、令和5年度内部監査計画を策定した。</p> <p>【情報システムの整備・管理】#92</p> <p>○ 情報システムの整備及び管理を適切に行うため、PMOの役割を担う情報システム委員会における審議・承認を経て、第5期中期目標期間における情報化推進計画及び令和5年度における情報システム整備計画を策定した。</p> <p>【サイバー攻撃への防御力及び対応能力の強化】#93</p> <p>○ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が令和3年7月に改定されたことに伴い、新たな情報セキュリティ対策手順等を定めた情報セキュリティポリシー等関係規程を令和4年4月1日から施行するとともに、改定のポイントをまとめた資料をイントラネット内に掲載したほか、改定内容の解説を情報セキュリティ研修に反映した。</p> <p>○ 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が主催する政府機関等の情報セキュリティ対策に係る勉強会や、情報セキュリティに関する実践的な知識の習得を目的としたCSIRT研修を受講した。(実績：オンライン7回)</p> <p>○ 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が主催する実践的サイバー防御演習を受講した。</p>	<p>○ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が令和3年7月に改定されたことに伴い、新たな情報セキュリティ対策手順等を定めた情報セキュリティポリシー等関係規程を令和4年4月1日から施行するとともに、改定のポイントをまとめた資料をイントラネット内に掲載したほか、改定内容の解説を情報セキュリティ研修に反映するなど、役職員のセキュリティ対策に関する理解と意識の向上を図った。</p> <p>○ サイバー攻撃への防御力及び組織的対応力を強化するため、情報セキュリティインシデント対処に係る厚生労働省との連携訓練を実施するとともに、情報システムに対するサイバー攻撃への対応事例等をテーマとした内閣セキュリティセンター(NISC)主催の研修を受講し、その内容を反映した標的型攻撃メール対応訓練やセキュリティ研修を役職員に対して実施した。</p> <p>○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、標的型攻撃メール対処訓練や情報セキュリティ研修などの情報セキュリティ対策を講じ、その結果等を情報システム委員会で検証することで、PDCAサイクルによる強化・改善を図った。</p> <p>技術的対策としては、サンドボックス導入により、外部メールにおける新種ウイルスへの対策の強化を図った。</p> <p>また、委託業者及びデータセンターと連携した災害時対応訓練を実施し、情報セキュリティ対策の更なる高度化を図った。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

<p>の防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p>さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p>	<p>及び組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>さらに、上記の対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>○ 情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図っているか。</p>	<p>(実績：オンライン1名)</p> <p>○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、令和4年度情報セキュリティ計画を策定し、次のとおり情報セキュリティ対策の強化を行った。</p> <p>a 標的型攻撃メール対処訓練 (実績：6回)</p> <p>b セキュリティ研修 (実績：8回)</p> <p>○ 情報セキュリティインシデント対処に係る厚生労働省との連携訓練を実施し、連絡体制の確認及び連携強化を図った。</p> <p>【情報セキュリティ対策の改善】#94</p> <p>○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、情報システム委員会において審議・承認を経て、令和4年度情報セキュリティ計画を策定のうえ、次のとおり情報セキュリティ対策を実施した。</p> <p>また、その内容については情報システム委員会において検証を実施し、その結果を次期情報セキュリティ計画策定に反映することで、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の強化・改善を図った。</p> <p>a 人的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標的型攻撃メール対応訓練 (実績：6回) ・構内 LAN (オープン環境) におけるセキュリティ関連情報の周知 ・話題となったインシデント事例やその対策事項等を定期的に周知することで情報セキュリティの一層の強化を図ることを目的として、情報セキュリティに関するメールマガジンの配信を実施 (実績：3回) ・新任者向け情報セキュリティ研修及び情報システム管理者向け研修 ・上記訓練、研修等で把握された課題等の再周知、再訓練の実施 ・注意喚起 (外部メールのモニタリングを行い不審な外部メール受信している職員に対して、外部メール受信時における情報セキュリティ意識向上のための注意喚起を行う) <p>b 技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログ確認 (通信ログの定期的な確認による不審な通信の発見) ・テレワーク時のセキュリティリスクの検知の 		
---	---	--	---	---	--	--

					ためのシステムログのモニタリング ・サンドボックス導入による外部メールにおける新種ウイルスへの対策強化 c 災害時対応訓練（委託業者及びデータセンターと連携）		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3	人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 723・768

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>3 人事に関する事項</p> <p>(1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じること。</p>	<p>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。</p>	<p>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>【各種人事施策の実施】#95</p> <p>○ 育児・介護休業法等の改正に伴い、出生時育児休業（産後パパ育休）を新設するとともに、育児休業の分割取得を可能とする改正を実施した。</p> <p>○ 国家公務員に準じ、育児参加のための特別有給休暇対象期間を拡大した。（妻の出産予定日の6週間前の日から出産の日後1年を経過するまで（改正前は、出産の日後8週間を経過する日まで））</p> <p>また、不妊治療と仕事の両立を支援するための特別有給休暇（出生サポート休暇）を新設した。</p> <p>○ 育児・介護等との両立支援を推進するため、産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制について運用した。</p> <p>○ 部下の育成に係るマネジメントを行う管理職を対象に、全ての職員が能力を十分発揮できる職場づくりに資する知識を学ぶ機会として、キャリア形成に関する研修を実施した。</p> <p>○ ワーク・ライフ・バランスの推進については、法令で年5日間の取得が義務付けられている年次有給休暇の取得を促進するため、その取得状況及び時間外勤務実績等について、定期的に経営企画会議等で報告した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 育児・介護等との両立支援の推進については、育児・介護休業法等の改正に伴い、出生時育児休業（産後パパ育休）を新設するとともに、育児休業の分割取得を可能とする改正を実施した。</p> <p>○ 国家公務員に準じ、育児参加のための特別有給休暇対象期間を拡大したほか、不妊治療と仕事の両立を支援するための特別有給休暇（出生サポート休暇）を新設した。</p> <p>○ 部下の育成に係るマネジメントを行う管理職を対象に、すべての職員が能力を十分発揮できる職場づくりに資する知識を学ぶ機会として、キャリア形成に関する研修を実施した。</p> <p>○ ワーク・ライフ・バランスの推進については、法令で年5日間の取得が義務付けられている年次有給休暇の取得を促進するため、その取得状況等を定期的に経営企画会議等で報告することにより管理を徹底した。</p> <p>○ 平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員が活躍する環境を整備するため、国家公務員の定年が段階的に65歳に引き上げられること等に合わせた定年引き上げを導入した。</p> <p>○ 「独立行政法人福祉医療機構人材確保・育成方針」に基づき、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として、職員研修を実施したほか、若手係員層を対象として、福祉・医療の制度等の基本的事項を習得する基礎知識研修や多岐にわたる機</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	

<p>(2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の資質向上を図るため、人材の確保・育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>(2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修や外部との人事交流を引き続き行う。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に 関する事項</p>	<p>(2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材確保・育成に係る方針に基づき、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施するとともに、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修、金融業務機能の強化のための研修や民間金融機関等との人事交流を引き続き行う。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に 関する事項</p>	<p>○ 金融業務機能等の強化を図る観点から、人材確保・育成に係る方針の策定について検討を行っているか。</p> <p>○ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、外部との人事交流を行っているか。</p>	<p>○ 平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員が活躍する環境を整備するため、国家公務員の定年が段階的に 65 歳に引上げられること等に合わせた定年引上げを導入した。</p> <p>【人材確保・育成方針の策定及び各種研修の実施等】 #96</p> <p>○ 「独立行政法人福祉医療機構人材確保・育成方針」に基づき、業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー、通信教育及び部署毎における固有の能力を習得するための専門研修を実施した。</p> <p>○ 若手係員層を対象として、福祉・医療の制度や政策動向の基本的事項を習得する基礎知識研修を実施したほか、多岐にわたる機構の各事業に係る制度概要や今後の課題等を習得する各業務研修を実施した。</p> <p>○ 専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を実施した。</p>	<p>構の各事業に係る研修を実施した。</p> <p>また、専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を引き続き実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	---	---	---	--

	<p>前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項に定める業務の財源に充てることとする。</p>	<p>前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項及び同法附則第 5 条の 2 第 2 項に定める業務の財源に充てることとする。</p>		<p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務>#97</p> <p>○ 在宅勤務については、令和 3 年度まで「新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務実施要領（令和 2 年 4 月 14 日制定）を基に作成された「在宅勤務（テレワーク）の試行実施の概要」（令和 2 年 11 月）により実施していたが、令和 4 年度から「新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務実施要領」に統合・再整理のうえ、継続的に実施した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)</p>